

平成27年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....
1. 開議 平成27年6月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 小 高 良 則
11番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 山 口 孝 弘
22番 湯 淺 祐 徳

.....
1. 欠席議員は次のとおり

12番 中 田 眞 司

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	榎 本 隆 二
総 務 部	長	武 井 義 行
市 民 部	長	石 川 良 道

経 済 環 境 部 長	麻 生 和 敏
建 設 部 長	河 野 政 弘
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	吉 田 一 郎

・連絡員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査	中 嶋 敏 江
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

.....
1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成27年6月4日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は21名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

木村利晴議員、小山栄治議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が、中田眞司議員よりありました。

以上で報告を終わります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、騒ぎ立てることは禁止されております。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会の木村利晴です。

一般質問に入る前に、今年4月25日に発生しましたネパール地震で亡くなられた方々のご冥福とお悔やみを申し上げます。また、負傷された方々には本当に大変だったなということでお見舞いを申し上げます。死者が8千460人、負傷された方が2万人を超えたということでした。大変な大惨事だったと思います。

日本国内では、最近、火山活動が盛んになってまいりました。鹿児島県屋久島町口永良部島が大噴火したかと思えば、小笠原諸島沖ではマグニチュード8.5の巨大な地震が発生し、何やら不穏な動きが続発しております。ちなみに、八街は震度3程度でしたが、結構揺れたように感じました。昨年9月には、突如噴火した御嶽山では登山客357人が死亡し、6人が行方不明となりました。戦後最悪の噴火災害となりました。観光業にも深刻な影響が出ているようです。箱根山大涌谷が立入禁止、蔵王温泉に近い蔵王山も噴火の可能性があり、警戒レベルが2に引き上げられたようです。

これは単なる偶然ではなく、2011年の東日本大震災が影響しているのではないかと、専門家も言っております。幾つかの火山の動きは何かしらのつながりがあるかもしれない。活火山だらけの国土で生きる宿命を背負っております。我々は次に警戒していくのはどこなのかを考えて、自然の力にはなかなか及びませんが、大災害につながらないよう備えをしっかりと、被害が最小限であるよう心がけていきたいと思っております。

では、私の質問に入らせていただきます。

教育問題について伺います。

まず、1番目の質問ですが、最近よくメディアで取り上げられている問題といたしまして、

「子どもの貧困」があります。

日本では7人に一人の子どもが貧困状態にあると言われております。ユニセフが2012年にまとめた報告書によると、日本の子ども（17歳以下）の相対的貧困率は14.9パーセントでした。これは先進35カ国中9番目に高い数字です。全国学力テストの結果でも、世帯収入の多寡で、正答率が約20パーセントの開きが生じているようです。世帯収入の低い家庭、子どもにかけられる学校外教育費の少ない家庭ほど子どもの正答率が低くなっております。家庭の経済格差が学力格差を生んでおります。学校教育の機会は全ての子どもたちに平等に保障されている一方、学校外教育の機会は、家庭の経済状況に大きく左右されます。世帯収入の多寡で、学校外教育支出に約2倍の格差が生まれています。学校外教育のウェイトが高い日本では、教育格差が学校外で生まれております。経済的な理由で、学校外教育を十分に受けることができない子どもたちがいます。生まれた環境によって子どもたちの将来が左右されることがあってはならないと思います。

特に、母子家庭世帯の貧困のリスクが圧倒的に高い状況にあり、相対的貧困率が5割を超え、6割になっております。また、就労による収入は年平均181万円です。その5割以上が、非正規雇用で、かけ持ちで仕事をし、暮らしをしている人も少なくありません。

そこで、質問をいたします。八街市での児童生徒の教育格差の現状とその対策、支援策について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

(1) ですが、教育委員会といたしましては、平成24年度に、「要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱」を制定いたしました。

対象となる保護者には、援助を受ける際の要件や手続について、丁寧に説明し、援助を行ってまいりました。平成27年度には、およそ7パーセントの児童生徒に対して就学援助を行い、教育格差が出ないように努めております。

こうした現状の中、教育委員会といたしましては、学校訪問等を活用し、授業の充実や家庭学習への取り組み、地域を活用した学力向上策につきましても、学校と協力して取り組んできました。

授業改善につきましては、教務主任研修会・学力向上プロジェクト会議の中で、学力向上・授業改善プランを各学校ごとにまとめ、学校訪問時に、これをもとに、子どもたちにとってわかりやすい授業づくりについて指導しています。

家庭学習の充実につきましては、各学校におきまして、家庭学習の手引きを作成しております。また、中学校を中心に夏休み等の長期休暇を利用した補習、部活動引退後、放課後に受験対策の補習、校内掲示による学習のポイントや受験の傾向と対策の紹介なども行ってまいりました。

地域人材を活用した講座の開設や、学習の場の確保などの取り組みも少しずつ広がってきています。

教育委員会では、今後も、児童生徒を支える学習環境につきまして、学校・地域・家庭が協力して整備していけるよう支援してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

今、生活保護受給者も増加の一途をたどりまして、216万人いるということでございます。相対的貧困率も年収が122万円以下の世帯が16.1パーセントいるという現実もあります。「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日より新たに始まっております。6つの事業が定められております。1つ目は、自立相談支援事業、これは必須になっています。2つ目、住宅確保給付金、これも必須になっております。3つ目、就労準備支援事業・就労訓練事業、これは任意でございます。4つ目、家計相談支援事業、これも任意です。5番目、子どもの学習支援事業、これも任意でございます。6番目、一時生活支援事業、これも任意でございます。

支援事業については、どれを実施するかは自治体によって異なっているようですが、八街市は何に重点を置いて実施されているのか、お伺いしたいと思います。今ご説明にありましたけれども、もう一度よろしく願いいたします。

○市民部長（石川良道君）

生活保護の受給に至る前の方を対象とします生活困窮者自立支援法が、本年4月1日から施行されまして、本市におきましては、先ほどお話がありましたように、法に定める2つの必須事業、具体的には、自立相談支援事業と住宅確保給付金を市の社会福祉協議会に委託して、実施しておるところでございます。

この2つの事業の内容につきましては、自立相談支援事業は就労の支援、その他自立に関する問題について生活困窮者からの相談、情報提供、助言を行うというものでございまして、住宅確保給付金は、離職により住宅を失った生活困窮者等に家賃相当額を支給し、職と住居の同時喪失を防止しようという事業でございます。

本市におきましては、これら2つの必須事業を実施しているところございまして、就労支援、こちらに重点を置いているところでございます。現在のところ、市としましては、他の任意事業を実施する予定はございません。しかしながら、ボランティアなどの協力を得ながら、生活保護の受給世帯あるいは生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をしようとする政策につきましては、現在、市の社会福祉協議会におきまして検討中でありまして、先ほどの国の生活困窮者自立支援事業の任意事業を活用しての事業となるのかどうか、これについては未定でございます。

いずれにしましても、子どもの生活支援、先ほどお話がありましたように、貧困を背景としたいろいろな生活の問題を抱えている家庭、そういう家庭が多いというふうな事業もございまして、いきなり学習支援から入っていくということではなくて、家庭の生活支援から入っていくような形で学習支援につなげられるようなことをイメージしながら、退職された教職員の方あるいは学生ボランティア、こちらの活用なども念頭に置きながら、現在社会福祉

協議会の方で準備しておるところでございます。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

また、貧困による連鎖の問題もございます。その防止についてお伺いするものですが、親世帯が今の経済的な貧困に喘いでおります。この家庭の子どもたちが、学校外での学習の機会、また余暇活動が喪失されているということで、この子どもたちが、結果的に低学力、そして低学歴になっていくと。この子どもたちが成長しまして、若者に、青年になったときに、経済的な貧困もまた起こっておると、これもまた事実でございます。この若者たちが、結婚し、また親となって、この貧困の連鎖を繰り返しているというようなこともございますので、全ての子どもたちが、平等に教育の機会が与えられ、それぞれが自分の夢を持ち、夢に向かって進んでいける社会であってほしいと願っております。

そのためには、貧困の世代間連鎖を断ち切らなければなりません。子どもの低学力・低学歴を解消すべく支援活動をしていく必要があると考えますが、八街市としては、具体的にどのような支援をされるのか、再度お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○教育次長（吉田一郎君）

教育委員会では、全ての児童生徒を対象とした支援を行っております。よりよい生活環境の確保を目指しまして、教育委員会から訪問相談員を派遣するなど、不登校解消を中心とした支援を行っております。また、中学3年生の保護者を中心に、進路相談会を実施してまいりました。

一方、家庭学習の充実をさせるための方策といたしまして、教育長のご答弁もありましたとおり、家庭学習の手引き、その手引きの作成や長期休業、夏休みですけれども、を活用した補習とか放課後の補習等を、各学校ごとに創意工夫して取り組んでおります。

そして、今、言われている対象を絞った学習支援事業については、現在のところ予定はしておりません。

○木村利晴君

ありがとうございます。

今のその中に、子どもに対して、学校外教育を受けるときに利用券等を発行しているところもございますが、八街市といたしましては、教育バウチャー制度というのですか、これは導入していくのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

先ほども答弁いたしましたように、現在のところ予定してございません。申し訳ございません。

○木村利晴君

統計による平均値で見ると、年収の多い家庭ほど子どもの学力が高いということは、調査結果で裏付けていると言わざるを得ません。しかし、格差の理由はそればかりではないのではないのでしょうか。各家庭、保護者によるものも大きいのではないかと思います。この点

についてお伺いしたいと思いますが、保護者の特徴について、何かございましたらお伺いしたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

児童生徒の学習向上には、家庭での学習も大切だと考えております。各学校で家庭学習の手引きを各家庭に配布し、学年に応じた学習時間や内容について周知し、家庭での協力をお願いしているところでございます。また、先ほど申しましたように、長期休業を利用した、夏休みでの補習におきましては、地域の方々にご協力をいただいているような学校もございます。

これからも、学校、家庭、地域が連携しながら、児童生徒の学力向上に努めてまいりたいと思っておりますし、また、先ほどご質問のありましたような保護者の特徴についてでございますけれども、教育委員会としては調査した経緯はございません。

○木村利晴君

参考事例なんですけど、高正答率の子どもたちの親ですが、傾向としまして、親自身が家庭でもよく本を読むと、これは漫画だとか雑誌ではない本を読んでいると、それから新聞でも政治経済欄をよく読むと、またテレビでもニュース番組をよく見ると、また家庭で手づくりのお菓子を作る、学校行事によく参加するとか、あとは子どもが小さい頃から絵本の読み聞かせをするとか、こういう家庭での日々の生活ですか、それを見て育った子どもたち、学校での学習になじみやすい環境が家庭でも作られているのではないのかなというふうに思います。学習塾など学校外教育支出に加えて、経済力のある家庭ほど文化力が高い傾向にあることが、年収の多い家庭ほど子どもの学力が高い理由にもなっているというふうに思います。

参考資料で表をお配りしましたけれども、それを見ていただくと、本当にきれいに年収ごとにその子どもたちの正答率が上がっているんですね。ですから、そういうこともありますので、いろいろと家庭の環境も大事なのかなというふうに思っております。

また、学力の底上げに対して、成功している学校もあると伺っております。これは、全国学力テストの平均正答率が高い学校という意味ではなくて、就学援助家庭の子どもが多いなどのハンディを抱えているにもかかわらず、同様の学校と比べ平均正答率が高い学校ということですが、学力の底上げに対し、学校側での取り組みはどんなことをすればよいのか、また、教員のすべきことはどんなことなのか、こういう学校の取り組み方によっても大分差が出るというようなこともお伺いしておりますので。

質問ですが、学校側の取り組みと教員のすべきことをちょっとお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育次長（吉田一郎君）

学力向上を図るためには、授業に対して興味・関心を高める工夫、学習規律の徹底、基礎的な内容の繰り返し、家庭学習の充実等、これらが必要だと思われまます。今後も、学力向上に向けましては、成功している学校の取り組み等を参考にいたしまして、保護者や地域との関係等も大切にしながら、教職員研修を積み重ねてまいりたいと思っております。また、生徒の実

態にあった授業改善も今後図っていききたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

○木村利晴君

ありがとうございます。やはり、学校の取り組み方によっても、子どもたちの学力に大分差が出ているというようなことがございますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

やはり、教員も、授業の内容もそうなんですが、自作による教材を使った国語の授業を取り入れたり、他の教科の内容と関連付けた算数の授業をするだとか、授業でやり残した作業や課題を残さず宿題として出すと、こういうことを実施している学校は、正答率が高くなっているというようなこともございますので、教員の努力の差も学力底上げに大きく影響しているのではないかとこのように思いますので、あとは、保護者や地域の関係をうまく、良好な関係にある教員が、正答率の高い子どもたちができているというふうなことも言えるということなので、ひとつ学校の取り組み、教員の取り組みを充実させたものにしていただければなというふうに思います。

学校の規律を徹底して、実践的な研修を重ねて授業改善を図り、地域と保護者との良好な関係を築ければ、経済力の低い家庭の子どもでも学力の底上げはできるということなので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、ネットいじめについての質問をさせていただきます。

今は、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」いじめで、学校裏サイト（掲示板、ブログ、プロフ）によって特定の人物に対する悪口を書き込んだり、個人情報勝手に掲載したり、またメールを使って誹謗中傷を送り付けたりして、その人に屈辱感、恐怖感、無力感を与えるなど、精神的に苦しめることですが、スマートフォンなどの普及で小中学生の所持率も向上しております。掲示板などへの書き込みによるいじめは、自分が知らないところで広まり、突然周りの人間関係がおかしくなってしまいます。自分ではわけがわからない状態になってしまいます。一方、いじめ目的のメールは、相手がわからず、次から次へと送られてくるメールに翻弄されてしまいます。どちらにしても本人がパニック状態になり、人間不信に陥り、不登校になるケースが非常に高いと伺います。インターネットで危険なサイトに入り込み、事件に巻き込まれるケースもあると聞いております。

八街市内でのネットのいじめによる被害、また、危険サイトに関係した事件等の現状をお伺ひいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

(2) ですが、子どもたちを取り巻く環境の中に、スマートフォンをはじめ、容易にインターネットへとつながる情報端末の存在が多く見られるようになってきました。情報端末は、非常に便利な反面、使い方によってはさまざまな問題を引き起こしております。

市内中学校では、これらの情報端末について、原則持ち込みを禁止していますが、小学校

では、防犯上の理由から、登下校時に携帯電話を子どもに持たせる例もあります。

SNSなどの情報は、保護者や教師から見えにくく、その中で仲間外れや悪口などのいじめ問題が発生してから、学校に相談が来ることも少なくありません。学校では、これらに対し、当事者から時間をかけて事情を確認し、丁寧に対応しているのが現状です。これらを未然に防ぐためには、学校では情報マナーや情報端末の使い方による危険性について学ぶようになっており、学年集会や全校集会で教職員が話をしたり、外部から講師を招いて講演会を行ったりしています。

保護者向けには、各学校より通知文を出して注意喚起を促しています。昨年度は、地域公開で、情報端末の危険性を取り上げた授業公開を行い、その後の地域ミニ集会で保護者や地域を巻き込んで話し合いの場を持った学校もあります。情報マナーを子どもたちに身につけさせるためには、学校と家庭が連携しあって、継続して取り組む必要があると考えます。

教育委員会といたしましては、八街市PTA連絡協議会にも働きかけ、保護者が主体となって、八街市におけるスマートフォンなどの情報端末の使い方の基本的なルール作りを行っていきけるよう動き始めています。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当にネットいじめは表面化していませんので、その分、言いづらく見えにくい問題でもあります。本人も一人で悩みを抱え込んでいるケースが多いようでもあります。子どもたちの相談しやすい環境が必要なのかなというふうに思いますが、この環境をつくってあげるべく、そういう相談窓口が今開設しているのかどうか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

教育委員会としましては、教育相談を充実させるためにスクールカウンセラーの配置、市カウンセラーの巡回相談、そして教育相談専用ダイヤルの設置、そして学校教育相談員の派遣、これは5名いますけれども、そのうちの2名が対象となっております。そして、各学校での取り組みといたしましては、学校便りでの担任以外の相談窓口の紹介、教育相談箱の設置などの取り組みを行っております。

今後も、保護者と協力して、子どもたちの変化に対応できるよう、教育相談の充実には努めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。いじめと人間不信、そしてまた自信喪失になり、未来ある若者の人生を閉ざしてしまいますので、ネットいじめに関わる全てのいじめに対して、取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお伺いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

街の安心、安全について質問させていただきます。

要旨（1）防犯について、①各自治会の防犯パトロールについてお伺いいたします。

安心・安全な街づくりのため、地域住民一人ひとりが、「自分たちの街を自分たちで守

る」という自主防犯意識を持ち、行政や警察と連携、協働し、防犯活動をすることは大変重要なことだと思っております。不審者への抑止になり、犯罪を抑えるには、防犯パトロールは大変効果があると考えます。現在の八街市内の自主防犯パトロール隊の現状と啓発についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市内の主な自主防犯組織といたしましては、各自治会単位で結成されている団体を含め、さくら防犯パトロールネットワーク加盟団体として、以前から15の団体が活動しておりましたが、今年度1団体が新たに加盟し、現在16団体の方々が、「自分の地域は自分たちで守る」精神のもと、各地域で自主的に活動を行っていただいております。

ほかにも、自主防犯組織結成時に防犯に対する取り組みを強化するなど、各地域で機運が高まりつつあります。このような自主防犯組織が増えることが、そのまま市の安全・安心の街づくりにつながる1つと考えております。

今後も、自主防犯組織結成を推進するため、各地域の会合に警察官の派遣要請をし、防犯の講話を行うなど、「地域のチカラ」の重要性を呼びかけてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

市長からも、今は自主防犯組織の団体が15から16というふうにお話がありました。その1つ増えた16団体目は、夕日丘区坂江地区にできた防犯パトロール隊だというふうに思いますが、これは5月に結成されました。10名が登録されまして、5人1組で2班に分かれまして防犯パトロールを、今、開始したところでございます。

他の地域は、今どのような体制でこのような活動をしているのか、お伺いしたいと思っておりますが、以前に、「八街市防災計画2005」ということで、この自主防災防犯パトロール実施団体数、この目標が、平成17年3月におきましては39という目標があったようです。その当時は2団体しかありませんでした。その5年後に二次基本計画が平成22年3月に出されたのですが、このときはやはり目標が39ですが、その平成22年度は14で、今年27年度で16団体ということなので、なかなか皆さんに自主防犯意識はまだまだ広がり鈍いかなというふうに思っておりますので、この辺のところを、どうなのかなというふうに思うんですが、地道にこつこつこういう活動はしていかなくちゃいけませんし、今後も（聴取不能）を持って行ってほしいというふうに思っております。

そのところを、本当に皆さんに防災意識が高まっているのかどうか、もう一度。それで、今、現実に行われているパトロール隊の活動を少しご紹介願えればと思いますが、よろしくお願いたします。

○総務部長（武井義行君）

やはり防犯は、先ほど市長が申し上げましたように「地域のチカラ」、これが大変重要だと思っております。先ほどお話がありましたように、目標39団体という中で、現在16団体

が結成されているということでございます。夕日丘区の坂江地区の結成にあたりましては、木村議員さんにも大変お骨折りをいただいたということで、この場で御礼申し上げます。

活動内容ということですが、一昨年行われましたさくら防犯パトロールネットワーク、これの八街地域の情報交換会におきまして代表の方から活動内容の報告があったわけですが、その主なものといたしましては、子どもたちの登下校にあわせた見守り活動、それから数名のグループで徒歩で行うパトロール活動、それから青色回転灯付防犯パトロール車を活用したパトロール、こういったものが主に行われているところでございます。また、このほかにも報告のあった事例といたしましては、パトロール活動にあわせてごみ拾いを実施するとか、そういった活動も行われているようでございます。

今後につきましては、高齢者宅への訪問など、こういったこともパトロール隊の方に行っていただければなという期待なども持っているところでございます。

以上です。

○木村利晴君

ありがとうございます。街の安心・安全のために自主防犯パトロール隊の活動支援を、これからも市を挙げて応援していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯監視カメラの管理についてお伺いいたします。

ある団体が周年記念で市に防犯カメラを寄贈したいという申し出がありました。そのときに、防犯に関するものなので防災課に出向きまして、設置場所によって管理者が違うということなので、施設等に設置する場合は都市整備課に行くよう指示がございました。第三者からすると、この防犯・防災に関する問い合わせ等は防災課で統一して受けていただくと、非常にいいかなというふうに思うのですが、その管理は内部で協議決定していただければいいことなので、第三者的には窓口を1つにできないものなのか、ご検討願いたいと思うのですが、この点についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の防犯監視カメラの管理につきましては、カメラの用途により、主に2つに分かれております。

1つ目が、駐輪場や学校など施設の維持管理を目的に、施設の中に設置している監視カメラと、2つ目が、街頭犯罪の抑止等を目的に、不特定多数の人が通行する公道などに設置している防犯カメラでございます。

管理者につきましては、1つ目は、それぞれ施設の長となっており、2つ目が防災課長となっております。それぞれ用途が違うことから、カメラの管理を一本化することは難しいところでございますが、最初に受ける窓口につきましては、防災課といたしまして、今後、各担当課と調整してまいりたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。窓口だけでも一本に絞っていただけると、相談しやすいのかなと

いうふうに思いますので、その辺よろしく願いいたします。

次の質問なんですが、防災について、自主防災に対する住民の意識の高揚についてお伺いします。

八街市自主防災計画が平成25年6月に出され、今月で丸2年が経過いたしました。災害が発生した際、第1に、「自らの生命は自らで守る」という自己責任による自助の考え方、第2に、地域における助け合いによって「自分たちの街は自分たちで守る」という共助の考えが大変重要です。夕日丘区は平成26年度に、神田公民館におきまして防災訓練を実施いたしました。火災発生を想定し、火災発見、通報、避難、そして消火訓練をいたしました。主婦の方たちが、実際に消火器を手にしての初期消火訓練は、一度も触れたことがなかった消火器を実際に使用したことによって、有事の時の戸惑いやためらいがなく消火活動ができる備えができ、防災に関する意識もかなり高揚したのではないかというふうに思われました。

八街市内では、各自治体が防災訓練をされていると思いますが、市全体での防災の意識は上がってきているのかどうか、この辺のところをお伺いいたします。よろしく願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の自主防災意識の高揚と地域の防災力の向上を図るために、平成25年度から八街市総合防災訓練を実施いたしまして、昨年度から区長会議や地域で行われる会議等に担当職員を出席させ、自助・共助と自主防災組織の重要性を説明させていただきました。

また、障害者向けの講座や高齢者学級にも担当職員を派遣いたしまして、防災に関する講話を行っておるところでございます。この結果、昨年4月からこれまでに、新たに自主防災組織が7団体結成されまして、現在、本市の自主防災組織は11団体となっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。昨年より7団体増えて11団体になったということですが、まだまだ区で言いますと39区ありますよね、八街市では。全体的には、まだまだ意識の高揚が図られていないのではないのかなというふうに形では見えるのですけれども、自主防災組織のその意識を高めていくために、どのような形でやられて、今ご説明があったのですが、具体的にもう少し広がりを持たせるためのそういう取り組みをしていけるかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の自主防災意識の高揚と地域の防災力向上ということで、先ほども答弁したところでございますけれども、引き続き八街市総合防災訓練を小学校で実施するとともに、区長会議や地域で行われる会議等に担当職員を出席させ、自助・共助と自主防災組織の重要性を説明していきたいと考えております。

本市といたしまして、さらに自主防災組織の結成が促進するよう、このような継続的な取組を今後も行ってまいりたいと考えております。また、引き続き高齢者学級等にも担当職員

を派遣いたしまして、防災に関する講話等もしっかり行ってまいりたいというふうに思っています。

○木村利晴君

ありがとうございます。八街市は活断層もなく、地震に心配がなく、また、海からも20キロも離れておりますし、標高は平均44.89メートルあります。災害に強い街であると思いますが、想定外ということがありますので、日頃からの訓練が大事で、減災につながり、安心・安全な街づくりになっていくと思いますので、引き続き、市民の意識高揚に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、道路及び排水問題についてお伺いします。

今もう日本は梅雨に入っております。そこで、慢性的に生じている問題といたしまして、新たに心配される問題がありますので、順次質問させていただきます。

第1に排水設備でございます。

雨が降るたびに慢性的に冠水する道路に関して、浸透枮が埋設されている箇所もございますが、その点検清掃を早目にさせていただき、浸透能力回復に努めていただきたいと思いますが、その予定についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

浸透貯留槽の維持管理とのご質問で、市道には、排水先がない箇所の道路冠水の軽減を目的とした浸透貯留槽を、市内19カ所に設置しております。これから梅雨時期に入り、雨の日も多くなりますので、事前に現地確認を実施し、点検・清掃を行い、冠水対策に努めているところでございます。その他の排水設備につきましても側溝清掃を行い、調整池につきましては管理業務も委託しております。また、市民の方々には、地域の側溝清掃に協力をいただいているところでございます。

今後も、排水設備等につきましては、定期的に点検・清掃を実施し、冠水対策に努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。浸透枮につきましては、一般清掃では難しいかなというところもありますので、バキュームによる大がかりな清掃も余儀なくされるところもございませう。一日も早く、この作業をしていただきまして、浸透枮の能力向上に努めていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、新規埋立地の雨水対策について伺うものです。

今、太陽光発電等で休耕地や山林を埋め立てて整地しているところが、多々見られます。その敷地に降った雨水はどのように処理されているのか、これをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新規埋立地の雨水対策につきましては、本申請前、事前協議の段階におきまして、地表水が集中しやすい土地や自然の排水を遮断するような地形構造の場合は、申請者に対し、暗渠排水施設の設置や、排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を提出させておるところでございます。さらに、調整池等の設置が必要と思われる場合は、容量計算書や構造図等の図面を提出させております。それらの図面等を、関係課等を含めまして協議して、申請者に対しまして指導しておるところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。一応、図面を提出させて、その状態を検討するということですが、今、見ていますと、太陽光発電の施設の下は結構残土というか、再生土を使って整地しているところがあります。また、遮光シートというのですか、そういうものを敷きつめているところもあります。ただ、どれもあまり排水ピットを掘っているようなところは見受けられていないんですね。

ですから、その雨水の浸透性から考えますと、なかなか難しいのかなというふうに思うのですけれども、降った雨は自前で処理していただきたいと思っているのですけれども、そのピットの設置の指導はどのようにされているのか。図面で、今見て精査しているということですが、具体的にそういうピットを付けなさいとか、この面積にはどのぐらいのピットが必要ですよとか、排水設備が必要ですよという具体的な指導をされているのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

先ほど市長の方から答弁いたしましたように、埋め立ての事前協議の段階で、必要に応じて暗渠排出等の設置の排水に係る図面等を提出させまして、関係課と協議して、申請者に対して設置等について指導を行っているところでございます。

また、太陽光の残土埋め立て、埋め立て条例に該当しない埋め立てについてでございますが、担当課の方に相談があった場合ですけれども、それにつきましては、雨水が流出しないような対策をしていただけるよう、お願いをしているところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。徹底的にそういう指導をしていただきたいというふうに思うのですが、埋立地や造成地が上流部分にあった場合、ピット等の雨水対策がなされていない場合、流末の低地の方に集中して集まってまいります。流末の下流部に排水調整池だとか排水処理施設が施されているところは安心ですが、大半は上流からの雨水が集中して流れ込むことを想定しないで調整池が造成されていると思います。これは、民間の造成した団地におきまして小規模の調整池にたっておりますと、排水能力が非常に低いというふうに思われます。そういうところで生活している人たちは、上流部分ではそういう造成が行われたときは、ひやひやしているわけなんですね。ですから、そういう意味では、行政側もそういう場所に造成がなされたときには、神経をとがらせて見ていただきたいなというふうに思います。

夕日丘区内で、去年の台風のときに車が水没したり、床上まであと1センチだというよう

なところもございました。非常に排水の悪い場所なんですけれども、流末の排水処理能力が低下している調整池があります。上流部のくぼ地が埋め立てられますと、今まで上流部で吸収処理されていた雨水が下流の方に流れてきまして、今まで以上に雨水が流末の低地に流れ込んでくると想定されます。昨年までは、辛うじて床下1センチで止まっていたものが、今年は完全に、去年と同じだけの量の雨が降れば床上浸水になりかねませんので、この辺のところを埋め立てたり造成した土地は、その面積に応じた雨水処理をしていただく、これが大事かなというふうに思っております。

ですから、ピットの造成、浸透柵の設置等の指導を、今後新たに申請された土地だけではなくて、申請されていなくても、そういう箇所が見つかったときに、報告があったときに、対応していくことをしていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

そういうものに対しましては、今後、もし相談、苦情等が入りましたら、指導等はいたします。

○木村利晴君

ありがとうございます。よろしく対策の方をお願いしたいと思います。やはり、あのゲリラ豪雨ですとか長雨によるものもありますので、本当に流末の小さな調整池だと対応できませんので、その辺よろしくをお願いしたいと思います。

やはり、一番流末の調整池で困っている問題は、土砂の流出であります。長雨だとかゲリラ豪雨によって畑からの土砂が流れ込んできているわけです。それが堆積しておりますので、その処理がなかなか地元の人たちが処理できていないのでしょうか。ですから余計浸透能力だとか排水能力が低下しているというふうに思います。流出した土砂が排水溝を埋め尽くしたり、排水能力を低下させている。また、浸透柵に堆積し浸透能力を低下させている。また、道路や歩道に堆積しているもあります。これは通行に大変大きな支障を来す問題がありますので、このように、土砂が慢性的に流出しているようなところは把握されているとは思いますが、その処理です。そのままになっているところが多々見受けられますので、その処理の方法を速やかにやれるようにお願いしたいと思います。その辺のところはどうでしょうか、対応に対してお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

埋立地の土砂流出対策につきましては、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第8条第1項にて、土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等が崩落、飛散、流出しないように措置を講じなければならないと定めておるところでございます。また、同条例第31条第2項におきまして、土地の所有者も土砂等が崩落、飛散、流出による災害の発生を防止するため、定期的に状況を把握しなければならないと定めております。さらに、埋め立てが完了した後も、土砂等の崩落、飛散、流出による災害のおそれがないよう、石張り、芝張り等を講じるように指導しております。

市道への畑等からの流出土につきましては、市で撤去作業をしているところでございますが、県道につきましては、道路管理者でございます県印旛土木事務所に連絡し、作業をお願いしているところでございます。

今後、危険が伴わないよう道路パトロールを実施してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。市の対応は迅速にやっただいていただいていると思うのですが、今、市長が答弁でおっしゃられたように、県道の部分は市の方から報告だけになっていますので、その後の実施がされたのかどうかの確認がなかなかとれないのではないかとこのように思います。県道の歩道部分に土砂が堆積したまま何カ月もたっている場合もございますので、またそこに雨が降りますと、非常に滑りやすくなって、事故のもとになるというようなこともございます。土砂の流出の問題というのは、すごく市民の生活に支障を来すものですから、これはいろんな面で早目の対応が肝要かと思っております。雨季に今入ってまいりましたけれども、その前に可能な限りのご対応をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は、農業問題について、水道事業について、文化施設整備について、子どもの遊び場についての4点について質問をさせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

まず初めに、農業問題について。

農地中間管理事業についてお伺いいたします。

参考資料を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消が加速するために、農地中間管理事業が昨年始まりましたが、まず初めに、本市の農地の出し手、受け手の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地中間管理事業は、平成26年度より開始された耕作放棄地の発生防止及び農地の流動

化のために出し手、受け手の仲介を行う制度でございます。

本市におきましては、平成26年8月から、農地中間管理機構である千葉県園芸協会より業務委託を受け、実績として、借受希望者が3名、貸付希望者が1名あり、50アールの農地の貸付が成立しております。また、平成27年度においては、借受希望者が5名、貸付希望者が3名からそれぞれ応募があり、140アールの農地について現在マッチングを行っているところでございます。

○小山栄治君

ご答弁ありがとうございます。

平成26年度に借受が3人、貸付が一人と、それは50アール。平成27年度が借受が5人、貸付が3人、140アールということですがけれども、平成26、27年度で借受が8人、貸付が4人ということですがけれども、平成27年度の140アール、これに関しては何人の借受人を予定しているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

何人の借受ということでございますが、今マッチング中でございますので、まだ人数については決まっております。

○小山栄治君

まだ140アールは何人に貸すのか決まっていないということですがけれども、昨年の50アールは、これは借受3人のうちの一人ということによろしいですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

平成26年度の成立件数は1件でございますが、借り手も一人でございます。

○小山栄治君

借り受けたその一人の50アールの人というのは、どういう人が借り受けたのか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

借り受けた人でございますが、現在普通の農家を営んでいる人でございます。

○小山栄治君

それでは、規模拡大という解釈でよろしいのかなと思いますけれども、新規就農ではないのですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

新規就農ではなく、規模拡大ということでございます。

○小山栄治君

わかりました。

その貸し付けた一人の人は、何年契約で行って賃料は幾らだったのか、お願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

期間につきましては10年、賃料につきましては10アール当たり1万円というふうになっております。

○小山栄治君

それでは、次に、県からの業務委託を市の方にされていると思いますけれども、県からの業務委託はどのようなことなのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

県からの委託契約の内容でございますが、まず1点目として相談窓口の開設、2つ目としまして出し手・受け手の掘り起こし、3番目に借受予定地の現地確認、4番目に出し手・受け手との交渉、5番目に契約締結に係る事務支援、こうなっております。

○小山栄治君

この中間管理事業のパンフレットを見ますと、2枚目の真ん中辺の4番目に、機構が農地を借り受けてから貸し付けるまでの間は農地として管理しますということになっておりますけれども、この管理をするというのはどこで行うのか、お願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

管理につきましては、中間管理機構で管理をするということになっております。

○小山栄治君

管理機構が農地として管理をするということによろしいですか。管理機構は多分やらないと思うのですが、それをほかへ委託をして農地を荒らさないようにやるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

確かに中間管理機構で畑を作るというようなことはないと思うのですが、貸し手さんをお願いするようになっていくとは思いますが。

○小山栄治君

貸し手の方がそれを借受が決まるまで荒らさないように管理するということになるのでしょうか。それとも、県の方から多少なりとも補助金なりがきて、その管理委託をするのかどうか、その辺についてお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

県の方からの委託ということではありません。あくまでも貸し手側の方が借受が決まるまで管理をしていただくというような形になると思います。

○小山栄治君

こういう仕組みになっていきますので、仕方がないのかと思いますけれども、農地を貸し付けても借り手がいなければ、そのまま管理しなければいけないというような、こういう事業のようなんですけれども、また、これが2年間借り手がいないと、貸し手の方へ戻すというような制度のようなんですけれども、非常に貸す側としては大変なのかなと私は思いますけれども、その辺も県の方に八街として要望等をしていく必要もあるのではないかと思いますけれども、せっかく県の方に貸しますよといっても、借り手がいなければ自分でまた管理しなければいけない。そして、2年間借り手がいなければ、また戻されてしまうという、そういうことというのは、八街の貸そうとする人にとって、非常にまずいというか、嫌なことではな

いかと思いますけれども、その辺も県の方へしっかりと要望していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

その点につきましては、今後、県の方に対しましても、機会あるごとに要望等をしていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

この農地管理事業につきましては、農政課の方でやっておりますけれども、農業委員会の役割というのはどういうものでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

お答えします。主体的には市長部局の担当部局が行うところでございますが、私ども農業委員会の担いとしましては、昨年台帳システムを国の補助事業で導入しましたが、そういう農地情報の整理、また、あとは農家さんの意向等を確認する中で、この事業を推し進めるサポート的な担い手として努めているところでございます。

○小山栄治君

わかりました。例えば納税猶予を受けている土地、そこを農地中間管理事業に貸し付けると。そうした場合、贈与税だとか相続税、どちらの納税猶予制度にも処置されるのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○経済環境部長（麻生和敏君）

誠に申し訳ございませんが、ちょっと勉強不足でいたしておりません。

○小山栄治君

わかりました。わかりましたが、お答えいただきたいと思ひます。

それでは、次に、本市においては、再生可能な中間管理機構に貸し付けられる遊休農地はどのくらいあると思われるのか、お聞きしたいと思ひます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における再生可能な遊休農地は、平成24年度におきましては268ヘクタール、平成25年度では235ヘクタールと、減少傾向にありましたが、平成26年度の全体調査では、前年度と比較すると34ヘクタール増の269ヘクタールとなっております。

このような遊休農地に対しまして、八街市地域耕作放棄地対策協議会におきまして、国庫補助を活用した農地再生事業に取り組んでおりまして、昨年度は約5ヘクタールの農地の再生事業を行っております。今年度以降も事業を活用し遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

遊休農地が34ヘクタール増えたというようなことですが、この34ヘクタール増

えた要因がわかりましたら、お願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

増えた要因でございますが、相続の関係と高齢化ということで増加したというふうに見込んでおります。

○小山栄治君

平成26年度の調査で、34ヘクタール増えて269ヘクタールになったということですが、この269ヘクタールというのはすぐに農地として再生できる土地なのか、その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

すぐに可能ということでございますので、トラクターを入れたり、木の多少の伐採等もありますが、すぐに可能ということでございます。

○小山栄治君

農地中間管理事業に貸し付けるには、遊休農地は貸し付けられないというようなことですが、八街市においては、現在の今の時点で、農地中間管理機構に手続をすれば貸せるという土地、269ヘクタールのうちのどのくらいがすぐ貸せるような状態なのか、それとも何年も放棄され荒れていてすぐには貸せないけれども手を加えれば農地として使えるというその辺のものというのは、どのくらいあるのか、わかりますか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

269ヘクタールの農地につきましては、すぐに貸し出しができるような状態ではございません。ただ、雑草等がはえていますので、それらを除去すれば可能ということになります。

○小山栄治君

多分1年、2年の話ではなくて、何年も作られていない状態ではないかと思っておりますけれども。

そこで、先ほど地域耕作放棄地対策協議会が昨年度5ヘクタールの農地の再生事業を行ったということですが、これは昨年までにどのくらいの農地再生を行ったのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

平成26年度で489ヘクタール、それで平成25年度で181ヘクタール、24年度で40アールというふうになっております。再生した面積です。

○小山栄治君

今までに合計何ヘクタールなんですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

全体の面積としては760ヘクタールでございます。

○小山栄治君

この八街市地域耕作放棄地対策協議会で、今までに760ヘクタールを、農地の再生を行ったということよろしいですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

そうでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。かなりの面積だと思いますけれども、この760ヘクタール、これは今でもそれは農地としてきちんと作付されているのか、また、どういう作物を再生してつくっているのか、お伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

誠に申し訳ございません。先ほどの全体の面積でございますが、760ヘクタールと申しましたが、7.6ヘクタールの間違いです。

それで、耕作につきましては、普通の作物を作付しております。

○小山栄治君

わかりました。760ヘクタールというのはすごいなと思いましたが、7.6ヘクタールということで。昨年が5ヘクタールですので、ぜひこういう再生事業、これは国の補助で行っているということですが、この八街市地域耕作放棄地対策協議会というものはどういう組織なのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この協議会の目的といたしましては、地域における耕作放棄地の再生利用及び保全管理等に資することを目的としております。

事業の内容としましては、耕作放棄地再生利用事業及び保全管理等に関すること、その他、目的に達成するために必要なことが事業ということになっております。

○小山栄治君

現在、平成26年度で269ヘクタールの遊休地があるということですが、昨年5ヘクタール再生事業を行っておりますけれども、これは今後この遊休農地269ヘクタールをできるだけ減らしていかなければ、八街にとってはいけないと思っておりますけれども、これはどのくらいの面積を、遊休農地を減らそうということで計画をしているのか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

平成27年度、今年度の目標でございますが、5.5ヘクタールの目標を立てております。

○小山栄治君

5ヘクタールぐらいを目標なのかなという、今の答弁で理解したのですが、269ヘクタールあると、毎年5ヘクタールずつだと、なかなか耕作放棄地の解消は難しいのかなと思っておりますけれども、これはそれほど増やせないものなのか。国の補助でやっているということですので、増やせる可能性もあるのではないかと思いますけれども、これはもう少し、10ヘクタールとか20ヘクタールを一気にやるとか、そういうようなことというのはできないのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

耕作放棄地のこの269ヘクタールの解消でございますが、耕作をしていただける人がどんどん増えていただければ、この毎年の、先ほどの10ヘクタールでも可能になっていくとは思いますが。

○小山栄治君

現在、八街市では学校給食用の小麦をつくったり、大麦をつくったりというようなことをやっておりますけれども、まだまだ小麦の量も少ないというような話を聞きますので、そういうところが使えるならばどんどん小麦、大麦などをつくってもらって、また、ビール麦などもつくって、八街の地ビールなどを作るような計画をしてもいいのかなとも思いますけれども、せっかく八街に農地があるのですから、遊休農地現在の269ヘクタールをできるだけ解消して、そういうものをつくっていくような計画も、私は必要だと思います。農地管理機構の方に、畑をやる人だけではなくて市民農園だとか新規就農者研修農場、そういうものに活用してもいいというような話も聞いております。市としても、市の市民農園だとか新規就農者の研修農場、そういうものを考えていってもいいのではないかと私は思いますけれども、それは私の提案ということで、答弁はいただかなくて結構です。

次の質問に移ります。

本市の農地を守っていく上で、農地中間管理事業は大切な問題だと思いますけれども、本市のこの事業の推進は、今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地中間管理事業による農地の貸し借りにつきましては、昨年度の事業開始以来、受け手の申込は増加しておりますが、出し手による農地の貸付申込の件数はまだまだ少ないのが現状でございます。

このため、昨年度、事業のパンフレットを作成し、農家組合の会議の場におきまして配布し、説明を行い、また広報等により事業の周知を図ったところでございます。今後も農地の出し手が安心して貸し出せるよう事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

この農地中間管理事業に農地を貸し付けたい、または借りたいというような人というのは、申込というのはどのように行っているのか、お聞きします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

申請につきましては、農政課が窓口になっております。その周知につきましては、広報等でお知らせをしているところでございます。

○小山栄治君

これは年1回なんですか。5月に受け付けをしたということですがけれども、その辺についてお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

公募につきましては、議員さんがおっしゃられましたように、5月と、定かではないので

すが10月頃と、年2回というふうに承知しております。

○小山栄治君

これは事務的に大変なのかなと思いますけれども、申込というのはいつでもできるような状態の方が、貸し手も借り手も思いついたときにできるというようなことで、いつと決まっていると、自分が貸したいと思ってもそのときに申込ができないような状況ですと、なかなか増えない原因にもなるのかなと思いますけれども、申込というのはいつでもできるような状態、そういうものは可能なのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

機構の方の手續としては年2回ということですが、受付につきましては、常時農政課の方で担当窓口がありますので、そちらの方で受付はしております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

農林水産省は、今月19日に農地中間管理機構の初年度、2014年度の活用実績を公表いたしましたけれども、貸し出しなどを行った農地面積は合計3万1千ヘクタールで、目標の2割にとどまったというような記事が載っておりました。貸し手側の理解が深まらず、集約する農地が十分に集まらなかったことが主因だと言われております。貸し手側に理解していただき、取り組みの強化をする対策というものは非常に大切だと思いますけれども、取り組みの強化に対する対策がありましたらお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

貸し手が少ない理由ということでございますが、人・農地プランの話し合い等で、農業者さんから出る意見としては、「知らない相手に貸したくはない」と、「10年以上の貸し付けに抵抗がある。もう少し短い期間ならば」という意見が多く出されております。貸し手の問題についてはある程度貸し手の意見を聞き入れるようになったことから、相談があった際には、細かく説明をしていきたいというふうには思っております。

○小山栄治君

私もこの資料を見て、貸す側もいい制度なのかと私は思いますけれども、まず、地域集積協力金というのがあります。地域に対する支援ということで地域集積協力金、これはどのようなものなのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

支援の内容でございます地域に対する支援ということでございますが、これは人・農地プランのエリア内において、全農地のうち2割から8割を超える場合で機構に貸し付けた場合、割合に応じて協力金を受けられます。

○小山栄治君

この地域集積協力金は、これは地域に払われるのか、個人に支払われるのか、その辺についてお聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

協力金でございますが、用途につきましては、基本的には自由に使えるということでございますが、地域農業の発展のために使用することが望ましいというふうになっております。例えば共同で利用の機械の購入をしたりということでございます。

○小山栄治君

八街市においては、人・農地プランの作られた地域の中で、多分その全農地の2割超から5割以下だと10アール当たり2万というような解釈なのかなと思いますけれども、実際のところ、本市においてはまだまだこの地域集積協力金というのは受けられる状態ではないと思いますけれども、これがどんどん貸し手が増えて蓄積して、今までの積み重ね、今は少しだけでも10年先に2割とか3割になりましたというようなときにも、この地域集積協力金というのはもらえるものですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

将来的に協力金がもらえるのかということでございますが、今現在はちょっとわかりませんが、その時点になって相談していきたいと思います。そのときに、この協力金の2万円とかというものがあるかどうかということも、まだ定かではございません。

○小山栄治君

ここにも書いてありますね。平成28年度以降段階的に協力金は減額されますとなっておりますので、恐らくだんだん下がってくると思いますけれども、この地域集積協力金に関しては、人・農地プランで作られた中の、八街で1つのプランがどのくらいの面積があるのか、私はちょっと理解していないのですけれども、そのうちの2割超でないとはもらえない協力金ですので、現時点では難しいのかなと思いますけれども、だんだんこれから増えていく可能性もありますので、それが自由に地域のために使えるというようなことになればいいのかなと思います。

その下の真ん中の経営転換協力金、これは、私は非常に貸す側にとってはいいのかなと思います。0.5ヘクタール以下の土地を貸しますよといいますと、借り手がいれば30万円の協力金がいただけるというようなことですが、遊休農地の所有者は対象外となっておりますけれども、一戸の中で遊休農地を少しでも持っていたらこれは対象にならないのか、全体を耕作していなければいけないのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

全自作農地の中に遊休農地が入っておりますと、貸し出しはちょっと無理ということになります。

○小山栄治君

私は、この経営転換であり、リタイアに関する個々の貸し手に対する支援、この経営転換協力金、そういうものをもっとPRして、農地を貸し出して、5反歩以下の場合には借り手がいれば30万円。今までは賃料として年間1万円から1万5千円ぐらい、多分貸していればいただいていると思いますけれども、それが、一時金ですけれども、30万円入るとするのは、非常に貸す側も、有利だと思いますけれども、その辺もしっかりとPRをして、あと公の県

や国が行っているということもしっかりとPRして、知らない人に貸すのが嫌だとか、そういう人の不安をなくすようなことをきちんとして、八街市の耕作放棄地を減らすために、この農地中間管理事業を進めることも非常に大切なことだと私は思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。

それでは、次に水道事業についてお伺いいたします。

まず初めに、水道事業の決算は3年連続の赤字が見込まれていますけれども、赤字決算の原因と健全経営に向けた具体的な対策を、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の水道事業会計につきましても、赤字決算となりました。その主な理由としては、料金収入となる有収水量が、ここ数年減少していることが挙げられます。これは、給水世帯数は、若干の伸びはあるものの、核家族化や節水型器具の普及など給水世帯のライフスタイルの変化に伴い、年間使用水量が減少したことによるものと考えております。

また、水道事業は、昭和32年度に創設認可を受け、事業を進めてまいりました。この間、老朽管の更新工事を実施しておりますが、平成25年度は、年間192件の漏水が発生しており、老朽管の更新や漏水管の修繕などの経費増、また漏水に伴う無効水量の増量などが原因であるものと考えております。

今後の対策としましては、今まで以上に経費の効率化を進めるとともに、有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。今年度は、無効水量対策の一環として漏水調査業務を既に委託をしており、漏水原因箇所の調査をするとともに、計画的な老朽管更新工事を進めることにより、漏水工事による経費の削減、または有収率を上げ健全経営に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

本市において、有収率はどのくらいなのか、お伺いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

ここ過去3年間の有収率を申し上げますと、平成23年が82.5パーセント、それと平成24年度が79.1パーセント、それと平成25年度におきましては76.9パーセント。平成23年度は82.5パーセントという形で大きいのですが、平成25年度につきましては76.9ということでちょっと下がっているというような状況でございます。

○小山栄治君

この数字というのは、近隣の市町と比べて私は少ないと思いますけれども、近隣の市町、それはどのくらいの有収率なのか、わかりましたらお願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

まず印旛管内におきましても、議員の指摘のとおり、八街市の有収率は低いという状況でございます。印旛管内におきまして高いところでいいますと、例えば印西市さんの場合は、

平成23年度におきましては95パーセント、平成24年度におきましては96パーセント、平成25年度におきましては94パーセントということで、約14～5ポイント違うというような状況でございます。

ただし、この県下の平均というか、全国の私どもと同規模の団体の平均を見ますと、平成23年度におきましては84.23パーセント、平成24年度におきましても84.59パーセント、平成25年度におきましては84.43パーセントということで、85パーセント弱という形になっております。ですので、私どもとしましては、少なからずこの全国平均の85パーセントを目指してある程度それぞれの事務の内容、また漏水対策を考えていきたいと考えております。

印旛管内の各市町村におきましては、ご存じのように、八街の場合はセメント石綿管の方が延長的にも相当残っていると。ほかの郡内の市町村におきましてはさほどないということから、ここの有収率の違いがあるのではないかとということで、私どもは認識しております。

○小山栄治君

76.9パーセントから、できれば85パーセントを目指したいというようなことですがけれども、ぜひ、そういう不明水といいますか、どこにいったかわからないような、漏水というのでしょけれども、そういうものをできるだけ減らすようなことをしていかなければいけないのかなと思います。

次に、漏水対策の一環としては、石綿管更新事業と断片的な漏水調査を継続的に実施しているようですがけれども、配水管と給水管を含めた漏水は依然として多く発生しております。有収率も低迷を続けるなど、事業効果あまり見られないように思いますけれども、今後の漏水対策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

石綿セメント管の更新事業につきましては、平成6年度から毎年、工事延長で約1キロメートルの更新工事を実施しており、残りの管延長は約47キロメートルとなっております。本事業は、有収率を向上させるために有効であり、最優先すべき事業の1つとして取り組んでおります。

具体的には、漏水多発箇所を優先的に事業を行うとともに、効率的な費用対効果を考慮し、道路改良工事や民間によるガス工事などの事業箇所を踏まえた石綿セメント管の更新工事を進めているところでございます。

また、平成20年度には、漏水探知器を購入いたしまして、職員による漏水調査を実施するとともに、平成22年度から、業者による部分的な漏水調査をあわせて実施してまいりました。今年度は、先ほど答弁をさせていただきましたが、全域での漏水調査を実施するため、既に業務委託を発注しております。この調査結果の分析・検討を踏まえまして、さらなる有収率の向上を目指し、翌年以降の漏水調査計画を作成し、より一層の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

配水管・給水管の漏水件数が八街市においては非常に多いということで、今年度、全域で漏水調査を実施するというようなことであります。その調査結果を分析して、有収率を上げるんだということですが、漏水箇所が非常に多かった場合、これは1年間に1キロずつ石綿管の工事を行っているということで、まだ47キロ残っているということで、これは47年まだかかってしまうというようなことです。有収率を上げるには、1年間その工事をやめてでも、その調査結果においては、漏水箇所を徹底的に直すというようなことも必要だと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

○水道課長（金崎正人君）

議員のご指摘のとおり、更新工事をやっていけば四十数年かかりますよということのご心配だと思っております。そこで、議員の質問にありましたように、この調査結果を踏まえて、やっぱり集中的に、例えば更新をする、または漏水箇所の処理する必要があるというものが判断できるのであれば、また先ほどありましたように、更新を毎年約1キロという形で計画を立てておりますが、ここの計画の中にいろいろ反映をしていきたいということでは考えております。

以上です。

○小山栄治君

今年行う漏水調査、これをきちんと結果を分析して、有収率を85パーセントと目標を持っておりますので、それに近付けないといけないと思います。今のままですと、どんどん有収率が下がってしまう可能性もあります。有収率が下がるというのは、それだけ無駄な水を流してしまっているということで、非常にお金の無駄遣いをしているのと同じ結果になると思いますので、その点は、1年に1キロずつ行う事業を中止にしてでも、きちんと徹底的に直して有収率を上げることも必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、平成31年度に予定されております八ッ場ダムの完成は、本市の水道事業経営にどのような影響を想定されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市水道事業創設当時の水源は「地下水」としておりましたが、昭和49年度に千葉県公害防止条例による地下採取規制の対象となってから、表流水にその水源を確保する必要が生じました。このため、印旛郡市広域市町村圏事務組合が「印旛広域水道用水供給事業」の認可を受けまして、その構成団体となることで、八ッ場ダムによる水源地の確保を図っているところでございます。

八ッ場ダムにつきましては、平成25年11月に、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更手続が完了し、平成31年度事業完了予定となっております。このダムの完成に伴い、印旛広域水道用水供給事業は、八街市を含めた各水道事業体が定めた計画水量を受水

し、また、それぞれの構成団体に計画水量に応じた水量を配分することとなります。この配分される受水量に係る経費の増加が考えられます。

なお、配分受水量に係る経費、廃止井戸などについては、現在検討されておりませんが、今後関係機関などと連携を図りまして、協議・検討してまいりたいと考えております

○小山栄治君

八ッ場ダムが完成したときには、今使っている汲み上げの井戸が使えなくなる。1本になってしまうというようなことですが、八ッ場ダムの完成のときには、当然、印旛広域水道からの受水量の連動で、非常に水道事業体の経営に著しく影響を及ぼすということは明らかになっていると思いますけれども、その時点で水道料金等の値上げ等も考えなければいけないと思います。来年度、消費税が8パーセントから10パーセントに上がりますけれども、平成31年の八ッ場ダムが完成したときに、見直しということが当然考えられると思います。

八街市の赤字決算が続いている中、水道料金の値上げということも視野に入れていくことも考えられると思います。それはいつ行うのかということも、また非常に難しいところだと思いますけれども、その辺は何か考えがありましたら、お聞きいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議員のご指摘のとおり、当然、状況が変われば料金なりの見直しというようなことになろうかと思えます。ただ、現在、八ッ場ダムができたからということではなく、料金が適正かどうかという部分を、当然それは考える。事務をとる行政側としては、それは当然必要なことだと思っております。

ですので、この八ッ場ができたという1つの要因につきましては、大きな要因だとは思っておりますが、大変言葉は悪いのですが、常日頃からある意味料金については事務方とすれば注目をしているところです。というのは、ご存じのように、公営事業ということは、その事業における採算をとらなければいけないということになっておりますし、この決算の中にもありますが、収入の約80パーセント近くは料金収入というようなこともございます。そういうような構成比率を見た中でも、料金についての視野は常に持っているところでございます。

印旛広域水道の方から、八ッ場ダムができたことによって受水はしていくのですが、この水の水源として考えているものは、既に奈良俣ダムの方は完成しておりますが、今後は八ッ場ダム、それともう一つ、霞ヶ浦導水という形の、この3つのものができて、初めて全ての計画水量というか、そういう形になると。そういう中で言えば、一部八ッ場ダムが今回一応平成31年度を目途に工事を進められているようでございますが、その中では、それができたことによって全ての計画水量が計画どおりかということ、1事業が残っていると。当然、今後は霞ヶ浦導水の動向等を踏まえた中で、考えていくことは必要かと思えます。

以上です。

○小山栄治君

今後の事業面にあたっては、経費の節減に努めて、安全で良質な水道水を供給できるように今後努力していただきたいと、お願いを申し上げます。

次に、質問事項3、文化施設整備についてお伺いいたします。

文化ホールについてお伺いいたしますけれども、①としまして、私は4年前の9月議会で質問をさせていただきました。昨日、桜田議員からも質問がございました。4年前の質問をさせていただいたときに、担当課で十分検討をしていくという答弁をいただきましたけれども、新5カ年基本計画が作られる中、北口の文化施設予定地の計画に変更はないのか、またどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問2、桜田議員に答弁したとおり、八街駅北側にある公共核施設用地につきましては、「八街市総合計画2005第2次基本計画」の中で、複合的な文化施設の整備計画を検討することとなっております。その後、市内において検討した結果、建設につきましては当分の間は困難であると考え、しばらくの間は、貸し出すことも含め多目的な利用を行っていくことといたしました。

これにより、平成25年9月から、八街商工会議所が中心となりまして、市内の商店の方々が集まり、「やちまた未来」が結成され、駅周辺の活性化を含めて「やちまた駅北口市」として利用されているところでございます。この他にも、「八街ふれあい夏まつり」や「八街市産業まつり」の駐車場として利用されております。

今後につきましては、今年度スタートいたします基本計画の中で、当初計画の見直しも含めた将来を見据えた有効な活用につきまして、方向性を定めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。今年度スタートする基本計画の中で、当初計画の見直しも含めて、将来を見据えた有効な活用について方向性を定めるというようなご答弁でございますので、できるだけ早目に方向性を示していただきたいと思っております。

次に、②としまして、中央公民館もあと十数年で50年たち、建て替えの話も出てくると考えられますが、建て替えまたは改修という形で、郷土資料館、文化ホール等を備えた複合施設としての中央公民館を考えたらと思っておりますけれども、いかがかお聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中央公民館につきましては、開館から35年が経過し老朽化しておりますが、平成25年度に施設の耐震化工事が完了し、建て替えにつきましては予定はございません。

しかしながら、文化・芸術活動を振興する上で、設備の整った施設が必要であることは認識しておりますので、既存の施設を改修し、郷土資料館や文化ホール等を備えた複合施設にすることも1つの方法と考え、財政状況を鑑みながら、今後、市総合計画の中で検討してまいります。

○小山栄治君

ありがとうございます。

市長はどういうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしました、文化ホールにつきましては、今年度スタートといたします基本計画の中で、当初計画の見直しを含め将来を見据えた有効な活用について、しっかり方向性を定めてまいりたいということ、先ほど答弁したとおりでございます。

この中央公民館の、いろんな意味での複合施設を考えたかどうかというような質問でございますけれども、今、教育長が答弁したとおり、1つの方法として考えることは十分拝聴いたしますけれども、今後も財政状況あるいは総合計画の中でしっかり検討してまいりたいというふうに思っています。

○小山栄治君

私の考えとしては、北口の公共用地を売却して、そこに中央公民館の大ホールの改修をするというようなことも考えていく必要もあるのかなと、私は思っておりますけれども、その辺もご提案をさせていただきます。

次に、質問事項4、子どもの遊び場についてご質問をさせていただきます。

子どもの遊び場の遊具についてお伺いします。

児童遊園は、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場を提供する施設ですけれども、①として、公園・児童遊園の遊具の点検・補修、撤去はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公園の遊具等の点検につきましては、都市公園、13カ所、児童遊園15カ所、宅地造成地内公園121カ所を対象といたしまして、それぞれ設置されている遊具につきまして、利用者の安全を確保する観点から、職員による見回りや、点検業務を年1回専門業者委託により行っております。

点検は、国土交通省が策定した指針に基づき、社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」にのっとり実施しております。点検業務の内容といたしましては、ブランコ・滑り台・鉄棒など公園内に設置された遊具につきまして、老朽化などの調査・点検を実施するものであり、この点検結果をもとに、遊具の修繕・撤去などを行いまして、利用者の安全確保に努めているところでございます。また、今年度、約220基の既存遊具の点検を実施する予定でございます。

なお、遊具の撤去などを行う場合には、地元の方々に事前に説明した上で行うように努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

児童公園などの遊具を、危険ということで撤去する場合には、地元の区長さんなり地域の人

に説明を十分するんだというようなことですが、実際に二区の児童遊園では、区長さんにも地域の住民にも一切なく、撤去されてしまったというような話がありましたけれども、そういうトラブルというのはほかのところでもないのかどうか、お聞きいたします。

○建設部長（河野政弘君）

今、小山議員のご指摘のことは、多分二区の大清水公園のことだと思いますけれども、昨年度において、危険性があるということの中で、ブランコのつる部分を撤去したという経過がございます。その際には、ちょっと申し訳ございませんでしたけれども、地元の方への説明が不足していたということは、認識しているところでございます。

特に児童公園等につきましては、平素から地元の方の協力を得ながら進めているということがございますので、今後、このようなことにつきましては、十分注意して対応してまいりたいと思います。

○小山栄治君

子どもたちが非常に好きなブランコだとかそういう遊具がなくなってしまったということで、公園から遊ぶ子どもがいなくなってしまったというような話を聞きます。せっかく公園があるのに、小さい子どもを連れてお母さんたちがそこで遊べないというような児童遊園では、せっかくあっても何もなりませんので、ぜひ、きちんと説明をして、遊具の設置、修理、撤去、そういうものもきちんとしていただきたいと思います。

そこで、撤去された遊具は、その後どのように設置されていくのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公園の遊具点検の結果、安全基準を満たしていない遊具につきましては、使用を禁止したり、撤去しているところでございます。撤去後に新たな遊具等を設置することは、現在の財政状況から大変厳しいものでありますが、子どもたちの遊び場である公園については、可能な限り整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、公園遊具の整備方法といたしまして、寄付等により行っている自治体があると聞いております。本市でも可能であるか調査、検討してまいりたいと考えています。

○小山栄治君

ありがとうございます。公園の遊具、これは子どもたちにとって非常に大切なものだと思いますので、ぜひ、撤去後の遊具は、財政が大変厳しいということですが、何とかしてでも子どもたちに遊び場の確保、そういうものをしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○経済環境部長（麻生和敏君）

すみません。先ほどの中間管理機構の件でございますが、納税猶予中の農地について貸し出しができるかということでございますが、特定貸付制度というのがございまして、それを税務署の方に申請をし、それが承認されれば可能だということでございます。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のためしばらく休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時10分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

今回は、健康問題、公共交通、地方創生、交通安全の4点についてご質問させていただきます。

質問事項1、健康問題についてご質問いたします。

要旨（1）健康寿命の延伸について

平成25年4月に、標準的な検診、保健指導プログラムが、厚生労働省健康局から示されました。また、平成26年5月には、「健康、医療戦略推進法」が成立し、保険者による「健康、予防管理の推進」が、一層強化されました。高齢化が進む今、健康寿命の延伸は、とても重要なことです。

私たち公明党は、先月、千曲市に視察に行かせていただきました。千曲市では、今年3月、健康、医療（レセプト）介護情報を活用した「保健事業計画（データヘルス計画）」を作成し、データ分析に基づく保健事業を推進しており、住民の健康の保持増進、医療、介護の適正化を図るとともに、特定健診の受診率を平成29年度までに60パーセントまで上げることが目標に取り組んでおられます。

そこで、まず、本市の特定健診のここ数年の受診率をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険の被保険者を対象に実施しております特定健康診査の受診率につきましては、平成24年度が24.39パーセント、平成25年度が24.54パーセント、平成26年度が27.48パーセントとなっております。若干向上しておりますが、依然として低い状態にあります。特定健康診査による疾病の早期発見は、医療費の抑制にもつながりますので、今後は、積極的な受診勧奨や健診内容を充実することにより、さらなる受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

受診率、大分低いと思うのですが、本市として、この課題をどう分析しておられるのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

受診率は、平成25年度より3パーセント近く上がったわけですが、県内で見ても、県内の平均よりは10パーセント近く低い状況にありまして、今後、さらなる未受診者に対して受診するよう勧奨していくのが課題だと考えております。

○服部雅恵君

②といたしまして、その課題解決のためにも、このデータヘルス計画の早期実現を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

データヘルス計画は、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画であります。市では、現在、計画策定に向けまして、国民健康保険被保険者の疾病データをもとにした健康課題の抽出を行っております。今後は、千葉県国民健康保険団体連合会に設置されています保健事業支援評価委員会の支援を受けながら、なるべく早い時期の計画策定を目指してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

近隣市のデータヘルス計画の状況はいかがでしょう。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。先月の末になりますけれども、県内の37市が集まる会議がありまして、その席でちょうど資料がありましたので、それから申し上げますと、県内37市中、既に策定済のところは3市、それから平成27年度中、今年度中に策定予定の市が八街を含めて26市あります。それから、平成28年度策定の予定が1市、これは四街道市です。平成29年度策定予定が1市、船橋市。平成27～29年度策定の予定が1市、鎌ヶ谷市。それから現在のところいつ策定するか未定のところが5市ありまして、その内訳を申し上げますと、富里市、白井市、印西市、銚子市、大網白里市、それが未定のところです。このような状況になっております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。早い着手ということで、とてもすばらしいことだと思えます。本当に受診率をしっかりと上げていきたいという思いがあります。このデータヘルス計画では、加入者に、自らの生活習慣の問題点を発見し、その改善を促すための取り組みということで、また、生活習慣病の進行及び合併症の発症を抑えるための重症化予防の取り組みにもなるということなので、本当にそうなってくると一人ひとりが意識していくことがとても大事なことだと思いますし、それにより医療費も抑えられていくということになると思うのです。ぜひ、今計画中ということですが、一日も早い実現をよろしく願いいたしたいと思えます。

では、質問事項2、公共交通についてご質問いたします。

要旨（１）デマンド交通について

①公共交通協議会の審議内容とふれあいバスの利用状況を、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

デマンド交通に関する「八街市地域公共交通協議会」における協議でございますが、平成25年度に実施したデマンド交通の試験運行をもって、早期のデマンド交通導入との結論には至っておりません。

平成26年3月に策定いたしました「八街市地域公共交通総合連携計画」には、ふれあいバスの再編、また新たな交通システムの導入の検討と掲載しておりますが、あわせて、地域主体の公共交通再編の仕組みについても掲載し、市民協働型の公共交通の取り組みについても検討が必要であるとしております。

昨年度4回開催されました「八街市地域公共交通協議会」におきましては、具体的なデマンド交通に関する協議は行われておりませんが、協議会が主催して開催しました「地域公共交通確保維持に関する勉強会」におきまして、他団体の取り組み状況として、市原市の担当職員から、地域住民が主体となって運行するデマンド交通等地域公共交通に関しての発表がございました。

○服部雅恵君

その内容をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

昨年4回の八街市地域公共交通協議会を開催いたしました。今申し上げましたように、デマンド交通に関しては、この中での協議は行われておりませんでした。これは、ふれあいバス等の今後の有効活用、それからあり方、こういった形が効果的であるか、そういったことを協議したものでございます。

また、その中で、今市長の答弁にもありましたけれども、デマンド交通に関して市原市の取り組みを紹介させていただいております。これは、市原市の地域の方が主体となってデマンド交通を運営するというものでございまして、市はそれに対して、この案件に関しては10万円の補助を支出しているというものでございました。

以上です。

○服部雅恵君

今、市原市のお話がありましたが、デマンド交通の活用ということもおっしゃられたと思いますが、ほかにどんな意見が出たのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○総務部長（武井義行君）

この協議会では、先ほど申し上げましたデマンド交通というものを議題にしていなかった。ですから、ふれあいバス、先ほど申し上げましたように、今回、既に皆さんに周知させていただきましたけれども、年末年始の運行を取りやめるですとか、日曜日はなかなか利用客が少ないということで、9月から運行を停止すると、そういったものが主体の協議会となって

おります。

○服部雅恵君

私の近所の方から、「日曜日が運休になるの」とか、そういう声も聞かれております。また、「バス停が遠い」とか、みんな自分を主体に言うものですから、いろんな意見が出ますけれども、本市として、じゃあどのような形がいいのかというのを、早急に進めていただきたいと思うのですが、いつ頃までをめどに決めていきたいという、本市としてのお考えがございましたでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

地域公共交通といいますか循環バスに関しましては、バス停の問題ですとか、そういったご意見をいただいた都度、現地等を確認した中で、最もいい場所への配置というのは、その都度検討してまいりたいなと思っています。

○服部雅恵君

わかりました。

それでは、要旨②、私たち公明党は、安曇野市に視察に行かせていただきました。安曇野市は、ごく一部の路線を除いて民間路線バスが廃止されており、旧町村においては独自に交通施策を行っていましたが、連携がとれていなかったり利用者が低迷するなどの実態があり、新たな公共交通システムの確立は、重要かつ早急な課題となっていました。平成18年7月、国土交通省の公共交通活性化総合プログラム事業により、地域の住民意向を十分に反映した新たな公共交通システムの実現を目指した検討会を設け、平成19年9月10日から「あずみん」の愛称で、14台の集合タクシーを中心とした運行を開始したそうです。

高齢化が進む本市としても、デマンド交通の必要性を痛感しておりますが、もう一度いかがかお答えください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の「ふれあいバス」の運行体系は、網羅性を重視したコース設定となっております、1便あたり概ね1時間30分をかけて各コースを巡回しております。

平成26年度におけるふれあいバスの利用者数でございますが、中コースが1万7千877人、南コースが2万8千328人、西コースが2万3千199人、北コースが1万7千877人、街コースが2万840人、5コース合計では11万4千36人でございました。

平成26年12月1日から平成27年1月3日の間に実施しました乗降調査の結果としては、高齢者を含む一般の方が73.3パーセント、小中学生が7.4パーセント、障害者が16.7パーセント、未就学児が0.4パーセント、その他が2.2パーセントという利用状況でございました。

また、収支率でございますが、平成26年度の見込みとしては、5コース全体で25.1パーセントでございます。平成25年度の千葉県における平均収支率は35パーセントでございますので、本市が10ポイントほど低い状況となっております。

今後、市といたしましては、年間5千万円ほどの経費負担が生じていることから、「ふれあいバス」の運行体系等の見直しを図る必要があると認識しており、「八街市地域公共交通総合連携計画」には、平成27年度において、ふれあいバスの再編を行うこととしております。今年度、「八街市地域公共交通協議会」では、国の「地域公共交通調査事業補助金」の採択を受けて、「地域公共交通網形成計画」を策定する予定でありまして、この「地域公共交通網形成計画」の策定過程で、ふれあいバスの再編、またデマンド交通を含む新たな交通システムの導入につきましても検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ということは、今年度中にその計画の中で新たな形をつくっていくということで、よろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

ただいま市長が申し上げましたとおり、国の補助の採択を受けましたので、今年中に地域公共交通網形成計画、これを策定してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。ぜひ、真ん中をふれあいバスで、周りをデマンドとかいろんな形が、体系があると思うので、一言では言えないと思いますが、本市として一番よい形を、交通網をぜひお願いしたいと思います。

先ほど意向調査があったということですが、行き先、どこでおられる方が多いのでしょうか。その辺はわかりますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

ちょっと今は資料を持ち合わせておりませんが、やはり多いのは八街駅、それから八街総合病院、市役所、こういったところが多いのかと思います。

○服部雅恵君

安曇野市でも、本当に丁寧な調査をしたと伺ってきたのですが、住民が行きたいのは、病院とスーパー、駅、そういうところということで、ふれあいバスですと、バス停までも遠いし、いろんなところをぐるぐる回って行きたいところには行けないということもあったということで、じゃあどうしようかという形で、この「あずみん」という集合タクシーということでやることにしたと言っておりますが、本当に何を住民が望んでいるかというのを一番頭に置いていただいて、計画をしていただきたいと思います。

あと、これからますます高齢化になってまいります。外に出ることがすごい大事なことだと思うのです。バスがなければ外に出られない、お家の中にずっといれば、体も動かなくなっていくということで、悪循環だと思いますので、少しでもそういう方が、外に出てどこかに行ってお友達としゃべったり、お買い物をしたりということで、それが健康にもつながると思いますので、そういうことも考えて、しっかりとしたものを今年度中につくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問事項3、地方創生についてご質問いたします。

公明党は、経済対策として、プレミアム付き商品券の発行補助を推進いたしました。今回、プレミアム商品券は決まっておりますが、①としまして、販売店、取扱店の詳細をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問2、改革クラブ桜田秀雄議員にも答弁しましたとおり、プレミアム付き商品券の販売につきましては、八街商工会議所が発行主体となり、1冊あたり1千円券10枚と500円券6枚がセットとなった合計1万3千円分の商品券を1万円で販売するもので、発行冊数は4万冊を予定しております。

販売期間は、8月10日から12月25日までで、一人あたり1冊の販売としますが、新聞でも取り上げていただきましたとおり、本市の独自の方策として子育て家庭を支援するため、千葉県で発行している「チーパス」を持参の方は2冊購入できることとなっております。

購入対象者は、市内在住者で、商品券の販売所は、八街郵便局、南八街郵便局、文違郵便局、榎戸郵便局、川上郵便局、山田台郵便局、千葉みらい農業協同組合八街支店、八街市推奨の店「ぼっち」、八街商工会議所の9カ所で販売を実施する予定でございますが、販売初日の8月10日のみ、商工会議所にかわり市中央公民館で販売することとなっております。販売時間は、土曜日・日曜日を除く午前9時から午後5時までですが、8月16日の日曜日のみ、八街商工会議所で午前9時から午後4時まで販売する予定との報告を受けております。

なお、各商品券販売所の販売数については、正式な決定ではございませんが、八街郵便局と千葉みらい農業協同組合八街支店が4千800冊、南八街郵便局、文違郵便局、榎戸郵便局、川上郵便局、山田台郵便が2千400冊、八街市推奨の店「ぼっち」が360冊、八街商工会議所が1万8千400冊で、そのうち混雑が予想される8月10日の市中央公民館は1万冊、同じく混雑が予想される8月16日（日曜日）の八街商工会議所は6千冊を販売する予定で、各販売店と調整しているほか、本人確認のため運転免許証や健康保険証など、氏名と住所がわかるものを販売窓口で確認できる方向で、各販売店と協議中であるとの報告を受けております。

また、商品券を実際に使用することができる取扱店につきましては、八街商工会議所で現在募集中との報告を受けておりまして、八街商工会議所ニュース、広報やちまた及び各行政区回覧で周知を行っており、1件でも多くの商店が取扱店に登録していただけるよう働きかけを行っていくとともに、この商品券が発行されることで、市内の消費喚起を促す絶好の機会と捉え、市内の商工業活性化と消費拡大につながるものと考えておるところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございました。一人1冊ということで、それはお子さんも含まれますでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

一人1冊でございますので、子どもも対象になります。

○服部雅恵君

ありがとうございます。取扱店を今募集しているというお話でしたが、よく皆さんにコンビニとかスーパーは入っているのと聞かれるのですが、その辺はまだ詳細はわからないでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

スーパーについては、何軒か登録はもう受けております。あと、コンビニについても、登録の申請書を持参したということでございますので、多分登録の方はしてもらえるものと思っております。

○服部雅恵君

わかりました。ありがとうございます。

それでは②ということで、そのチケットの印刷に係る予算はお幾らぐらいなのでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

プレミアム付き商品券等の印刷につきましては、八街商工会議所が発行主体となり現在準備を進めておりますが、印刷物に関する内容を申し上げますと、商品券やチラシ印刷のほか取扱店を周知するのぼり旗の印刷、事業終了後に成果を確認するためのアンケート用紙及びアンケート回収用の封筒印刷となっており、予算といたしましては、約500万円を計上しているところであります。

なお、商品券やチラシのデザイン等につきましては、現時点では未定との報告を受けております。

○服部雅恵君

せっかくですので、ピーちゃん・ナッチャンを付けていただくということは、いかなもののでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

今、市長の方から答弁がございましたけれども、デザインについては未定というふうに報告を受けています。ピーちゃん・ナッチャンのイラストにつきましては、入れていきたいという考えはあります。

○服部雅恵君

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

このプレミアム商品券、近隣の市町の状況はわかりますでしょうか。もう始まっているとか、状況を、わかる範囲で。

○経済環境部長（麻生和敏君）

詳しい場所はちょっと手元に資料がございませんが、もう始めているところもございます。

○服部雅恵君

わかりました。

これを受けまして、本市の経済効果というものをどのように見ていらっしゃるのか、教え

ていただけますでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

経済効果としては、5億2千万円ほどを見込んでおります。

○服部雅恵君

これを機に、またみんなが元気になれる八街になっていけばいいかなと思っております。

あと、地域活性化に向けて、今後の展望を教えてくださいいただけますでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

今後の予定でございますが、この制度がまた来年度も続けば、またそれを取り入れていきたいというふうには思っております。

○服部雅恵君

この前、私も新聞で見たのですが、ずっとこういう制度をやっているというところがありまして、ちょっと今日は置いてきてしまったのですが、本当に地域活性になっているということもありますので、本市としてもそれを機にまた続けていかれればと思います。南口商店街もちょっと寂しいという意見も結構いろんな方から伺いますので、そういうことも含めて活性化をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問事項4、交通安全についてご質問いたします。

要旨（1）自転車の安全運転について

①本市の自転車による事故件数を、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における自転車事故の現状といたしましては、平成23年が120件、死傷者121人、このうち最も多いのが対自動車事故で106件、死傷者107人、平成26年は72件、死傷者72人、このうち対自動車事故は64件、死傷者64人となっております。

警察をはじめ各交通安全関係団体の方々のご尽力により、本市の交通事故数は、全体で平成23年から26年までの3年間で21.1パーセント減少しており、自転車事故につきましては、37.5パーセントと大幅に減少しております。

○服部雅恵君

この大幅に減少している何か理由というのは、あるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

これは交通安全運動、そういうときの啓発活動ですとか、また各学校、保育園とか幼稚園を含めまして、その学年、子どもたちにあった指導を毎年実施していると、そういったことが効果としてあらわれてきているのではないかというふうに思います。

○服部雅恵君

交通安全教室ですとか、あとまた地域のいろんな方たちが、登下校のときに一緒に歩いてくださったりする姿もたくさん見ます。本当に、みんなに守られているなという気はいたしております。

今、対車はあったのですが、人と自転車の事故というのはわかりますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

これは警察の方から提供していただきました件数で、平成23年度と26年度の数値ですが、自転車事故が平成23年度は120件ありまして、そのうち対自動車、これが106件です。ですからほぼ9割近くが自動車と自転車の事故ということで、そのほか人との数値はつかめておりません。それから、平成26年度につきましても、72件発生があったうちの64件、これも約9割が自動車との事故ということでございます。

○服部雅恵君

今、自転車も相当なスピードを出していますし、人との事故で大変大きな問題になったり、保険の問題が絡んできたりということがあるということを伺います。

そういうことで、②に移らせていただきます。自転車で危険な運転を繰り返す人への罰則が6月1日から強化されました。改正道路交通法の施行により、酒酔い運転など14項目の悪質運転危険行為で複数回摘発されると、自転車運転者講習の受講が義務付けられました。講習は14歳以上が対象で3時間。受講するには、手数料として5千700円がかかります。

そこで、改正道路交通法に伴い、本市の周知活動についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年6月1日から道路交通法が改定され、自転車の取り締まりが強化されております。具体的には、14歳以上を対象といたしまして、3年間に2回以上違反を繰り返した場合に「自転車運転講習会」の受講が義務付けられるもので、受講しない場合は5万円以下の罰金が課せられるものでございます。

近年では、自転車の運転者が加害者となり、高額な賠償請求が課せられる事例も出ております。車だけではなく、自転車もきちんと交通ルールを把握して、安全意識を高めることが大変大切であり、今回のように自転車の取り締まりを強化することも必要なことと考えております。

市としましては、今後、広報紙や街頭啓発、交通安全教室等で周知をしてみたいと考えておりますが、違反をすると罰を受けるから法律を守るのではなく、危ない行為だから法律で罰則が定められているということを、市民の皆様方に、あらゆる機会を通じまして周知してみたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

実際、6月1日から始まっているわけですが、指導、警告を受けたという例はあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まだこれまでのところ報告は受けておりません。

○服部雅恵君

やっぱり周知徹底が必要かと思うんですね。14項目、結構な項目がありますので、そんな違反だと思っていなかったということも多々あるかと思うのです。そういうことで、本当に周知徹底をしていただきたいなと思うのですが、ただ、学校とかですとやりやすいと思うのですが、高校生以上大学生とか、結構ヘッドフォンをしながら走っていたり、携帯を持ちながらという姿を多々見ますけれども、そういう方たちへの周知徹底というのは、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今、議員さんがおっしゃいましたように、学校等につきましては、比較的そういった指導周知はしやすいのかなと思うのですが、一般の方につきましては、先ほど申し上げましたように、広報紙とかホームページ、こういったもので周知せざるを得ないのかなど。確かに、今までは、この程度で本当に違反になるのかというのも、違反として取り締まられるようになるようでございますので、ちょっとその辺も皆さんに周知できるように検討してまいりたいと思います。

○服部雅恵君

例えば市役所に来た人たちに何かを配るとか、そんなお考えはないでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まだちょっと具体的には考えていなかったのですが、検討させていただきたいと思います。

○服部雅恵君

ぜひその辺も、本当に八街の道は狭いですし、自転車がちゃんと走る道も確保されておられませんので、そういう中では、人が歩き、自転車も走り、車も走るということで、とても危ない場面を多々目にしております。そういうことではしっかり、事故が減っているとさっきおっしゃっていましたが、本当に八街市は事故がないぐらいの、そういう気持ちでやっただけであればと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、保険の加入の推進のお考えはありますか。さっきもありましたけれど、大きな事故で多額な賠償金というのがありますが、保険加入についてはいかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

保険も今は自賠責とかいろいろあるようでございます。これは基本的には任意の加入になると思いますけれども、そういった制度もあるということで、実際にこれまであった事例を紹介などして、そういったことも考えていただきたいということは、周知していきたいなというふうに思います。

○服部雅恵君

わかりました。ありがとうございます。しっかり安全運転で、事故のない八街にしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。

私の今回の質問は、地方創生先行型の交付金の活用について、次に電気料金について、図書館利用の推進について、学校給食について、交通安全対策についての5項目について一般質問を行います。

執行部の皆さんには、真摯で前向きな答弁を期待いたします。

まず最初に、地方創生先行型交付金の活用についてお伺いします。

さきの3月議会の最終日に、追加議案として、地方創生先行型事業が上程され、総額2億1千430万2千円の交付金が増額補正予算で可決されました。この交付金は、国の好循環拡大に向けた緊急経済対策の交付金であります。内容としては、地方創生に向けた先行的な取り組みや地域の消費喚起、そして生活支援型事業を行うことです。

本市では、この交付金の活用に対して9つの事業が提案されました。移住・定住のための空き家リフォーム補助に1千844万円、親子サロンの開設に1千431万7千円、子育てガイドブック作成に250万円、子育て講演会の実施に250万円、婚活イベントに36万7千円、特産物落花生を活かした農業体験等の実施に1千200万円、地方創生を推進するための総合戦略の策定に1千万円、移住・定住の促進に向けた八街の魅力発信に650万円、地域消費喚起生活支援プレミアム商品券発行に1億4千727万7千円が予算化されております。この9つの事業、大変に大型で多岐にわたる事業内容となっております。

そこで、まず4月、5月とたちましたけれども、この地方創生先行型事業の進捗状況について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府が平成26年12月27日に閣議決定し、平成27年2月3日に補正予算として可決されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る「地域住民生活等緊急支援のための交付金」につきましては、「消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」に区分されて地方に交付されたところでございます。

そのうち、「地方創生先行型交付金事業」につきましては、本市に6千624万1千円が交付され、「八街市総合戦略策定事業」「移住・定住促進事業」「観光農業等振興事業」「子育て支援及び少子化対策事業」として採択されております。

「八街市総合戦略策定事業」につきましては、地方版総合戦略策定に係る専門的な調査等の実施に係るものでございます。「移住・定住促進事業」につきましては、市PR用ビデオ及びパンフレットの作成、空き家実態調査、空き家リフォーム代の助成に係るものでございます。「観光農業等振興事業」につきましては、観光客誘致のためのパンフレットの作成等、農業体験ツアーの実施及び観光農業のトイレ等の整備に係るものでございます。「子育て支援及び少子化対策事業」につきましては、子育てガイドブックの作成、子育て講演会の開催、

親子サロンの開設・運営、婚活イベントの開催に係るものでございます。いずれの事業につきましても、現在、準備を進めているところでありまして、適宜実施してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

スタートしたばかりという面もありますけれども、この地域創生交付金は、1年で終わるわけではないと私は思っております。というのも、この統合戦略というのは、2020年まで、5年間見据えてという形がうたわれております。そういった意味で、しっかりと八街の街づくりに資するような形でPDCAのアクションプランというか、きちっとした結果というものがあらわせる形で作っていかねばいけないと思います。

そして、この地方創生の交付金の内容を見ますと、施策の進行状況は、政府と地元の民間人を交えて、数値目標を照らし合わせて毎年検証すると、このような但書もあります。そういった意味でも、将来見据えた取り組みというものが必要であると思っておりますが、その辺についての方向性については、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今回、この地方創生に伴いまして、地方版総合戦略、これを市町村の方で策定いたします。それにあたりまして、今年5月15日に、八街市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げたところでございます。これは、市長が本部長となる本部会議、それと私が幹事長を務めます幹事会からなっております。そのほかにも、有識者14名の方で構成される有識者会議から意見をいただくなどして、策定していくわけなんですけれども、この事業は、確かに国の方の仕様の中でも、PDCAをしっかりと毎年検証して、しっかりとそれを次期のあれに反映していくというような指導を受けておりますので、市の方も、今後国の方の予算が継続するかどうかという、ちょっとその辺はまだ不確定な要素もございまして、しっかりと取り上げた事業に関しては検証しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

○川上雄次君

まだまだ宣揚はこれからというところでもあると思っておりますけれども、この地方創生の事業に関しましては全国一斉に始まっております。そういった意味では、自治体間の競走という形になっておりますし、知恵の出し合いという形になっていると思っております。

その中で、本市は日本一の落花生という非常に素晴らしい素材を持っております。そういった意味では、この項目の中にありました特産物の落花生を活かした農業体験等の実施については、ぜひとも大きな発信をしていただきたいと、このように要望いたします。

それと、この事業の中に関連するということでは、もう本市は既に導入しております空き家バンク、これは移住・定住促進と大きく関連してくると思っておりますけれども、これまでの空き家バンクについての取り組みはいかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

この空き家バンクにつきましては、市民の方からも問い合わせは何件か受けておりまして、実際に今1件が登録をしていただいているところでございます。

今後も、周知に努めまして、市民の皆さんに活用していただくよう進めたいと思います。

○川上雄次君

私もそれをホームページで見せてもらいましたが、1件しか載っていないので、バンクというよりはあまりにもちょっとお粗末ではないかと。また、いろいろ関係団体と連携をしながら推進している事業ですので、これからこの事業におきましても、大変大きな交付金があります。それをぜひとも活かしていただきたいと。

これは1つ参考でご案内したいのですけれども、茨城県の利根町という町があります。1970年代から首都圏のベッドタウンとして住宅開発が行われ、人口が急増、当時の転入者は高齢となり、子ども世代の町外への流出にも歯どめがかからないと、ちょっと八街市と同じような経済環境ではないかと思えます。この利根町でも2010年に空き家バンクの制度をスタートさせております。地元の金融機関との連携の中で、空き家バンクの数も登録数が69件、そして契約が成立したのは33件と、このように、茨城県利根町は大きな成果を、空き家バンクを通じて定住の促進につながっているという事例であります。

先ほど部長の答弁でも、本市では1件しか登録がないと。これは、どこがどうしてこういう形になってしてしまうのかと。ぜひとも利根町のことを勉強していただいて、調査研究をしていただいて、本市の移住・定住促進のために活かしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今ご紹介いただきました利根町、こういった先進自治体の取り組み、これはよく研究させていただきますと思います。

○川上雄次君

よろしく願いいたします。八街市もいろいろな人脈というか、つながりとか英知のある方がたくさんいらっしゃると思うのです。ふるさと納税にも随分協力をいただいている方もいますし、本市出身の子どもさんもたくさんいらっしゃいますし、いろいろな方に情報を発信して行って、Iターン、Uターンの人口が増えるようにお願いしたいと思います。

続きまして、電気料金の方に入っていきます。

2番目の電気料金について

電気料金の見直し、削減というのは、本市の厳しい財政状況を考えれば、最優先で取り組むべき課題であると思えます。公明党はかつて、電気料金については、議会質問を通じて、東京電力への1年前払いで料金の削減を行ったりとか、またはLEDの防犯灯の推進・導入も言ってまいりました。さらなる電気料金の削減については、かねてから、新電力のPPSの導入が不可欠だと主張しております。

そこでお伺いします。2016年には電力は全面自由化されます。本市でも早期に新電力のPPSの導入で電気料金の削減を実現すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新電力（PPS）の導入につきましては、電気の使用料金の削減において最も重要であると考えております。PPS導入後にコスト削減効果が認められた自治体もあることから、本市におきましても、今年度中の導入に向けて準備を進めているところであります。

なお、導入にあたりまして、特定規模電気事業者への電力供給の可否についての調査、近隣市町村への導入状況の調査等を行っているところであります。また、一括発注または分割発注といった発注方法及び契約内容等につきましても検討をしているところでございます。

○川上雄次君

ありがとうございます。

流山市さんでは、平成24年度、PPS導入で1千900万円の削減ができたこと、このようなことがネットに載っておりました。

もう一つ、LEDの導入につきましては、何回か実態の調査をしたと思うのですが、LEDについてはいつ頃、全面導入という形をお願いできるのでしょうか、いかがでしょうか。LEDの防犯灯です。

○総務部長（武井義行君）

全面導入がいつまでにできるかというのは、今はなかなかここでお話はできないのですが、極力LED化するよう、財政状況等も勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

財政状況のことを考えて質問させていただいております。

前にもご紹介しましたが、茂原市さんでは、平成24年度に防犯灯をLEDに7千450灯を一気に変えています。金額で言えば、茨城県の取手市さんでは6千200万円の削減効果があったと。近隣市では、東金市さんも全部リースでLED化にしております。そういった意味では本市は遅れをとっておりますので、極力早く、電気料金も安くなり、明るくなり、また農業基幹産業の八街にとっては、LED化をすると虫が寄ってこないということで、農業環境にも貢献できるLED化ですので、これはもう最優先に取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今お話がありましたように、環境にもよくて、また最終的には経費の節減につながるということでございますので、そういったことも全て勘案した中で取り組んでまいりたいと思います。

○川上雄次君

どうかよろしく願いいたします。

あと、これは先々の提案になりますけれども、電気料金に関わりますのでぜひとも検討してほしいのですが、栃木県小山市さんが自治体クラウドを導入しました。総所有コストということで、コンピュータ関係の管理を、これは富士通に委託したそうですけれども、そのことによって、総所有コストが2割、電気料金は3割削減すると、なおかつコンピュータ等は、クラウドですから、自分のところにオフィスはないということで、そういった意味

でのさまざまな削減効果が生まれております。

民間でも広がりつつあるTCOというシステムなんですけれども、これをぜひとも研究していただいて、本市でもさまざまなコスト、電気料金が減るということでもありますので、このことについても提案させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時12分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川上雄次君

それでは、先ほどの電気料金につきましては、財源確保の観点からも積極的な取り組みをよろしくをお願いします。

次に、図書館利用の推進についてお伺いします。

本市の図書館は、ホームページも大変工夫されており、大変使いやすくなっております。ご努力をされていることが見てとれます。しかし、課題も多々見受けられます。

そこで、図書館利用の推進についてお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

過去3年間の入館者数を見ますと、平成24年度25万9千577人、平成25年度24万3千448人、平成26年度23万7千74人です。また、登録者数では、平成24年度3万1千767人、平成25年度3万570人、平成26年度2万9千238人です。減少傾向ではありますが、登録率で県内平均の36.1パーセントを上回る41.7パーセントです。

今年度より、移動図書館のステーションを18カ所から21カ所に増設し、来館の困難な高齢者や幼児へのサービスの推進に取り組んでいるところです。昨年度の学級文庫サービスにつきましては、市内小中学校に233セット、6千990冊の図書を貸し出し、児童生徒が本を読む喜びを味わうことができる環境の整備を支援しております。

今後も、市民のニーズに即した図書館サービスを展開し、読書活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。この利用者数が減ってきているというお話でありますけれども、その要因についてはどのような分析をされているのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

それにつきましては、昨今の情報端末等の機器類の普及等が影響しているものだと思っ

おります。

○川上雄次君

本当に文化という観点で考えると、図書、本に親しむということが非常に大事ではないかと思えます。そういった意味では、本市には市立図書館が1つしかございません。そういった意味で、より市民の皆さんに本に親しんでもらえるような工夫というものをさまざまにしていきたいと思っております。

2点目に、質問項目に入れさせてもらいましたけれども、他市の取り組みの中で、街中の本箱ということでリトル・フリー・ライブラリーを設置して、図書文化というか、本に親しむ運動をしているところがあります。まだまだ日本では少ないのですけれども、全世界的にはリトル・フリー・ライブラリーというのが普及しております。あらゆるところに小さな本箱を置いて、そして本に親しんでもらっていると。

昨今、日本では、東日本大震災のときにリトル・フリー・ライブラリーというのが普及というか、避難所等に設置されて、そして本に親しんでもらうという運動がありました。それが、鳥取市でもいい事業だということで普及したという話が伝わっております。本市でも図書館でリサイクル本というのを定期的に出していると思うのですけれども、そういった本等を活かして、例えば市内で、これは本市の方でも取り組むこともサロンであったりとか、また市役所の入り口であったりとかスポーツプラザでも、またさまざまな公共施設の中に、まだまだ使える本を提供する形で、このフリー・ライブラリーは、貸し出し自由、返却も自由という形で非常に使いやすい、本に親しむ運動となっております。

そういった意味で、よそにはない取り組みという形で、本市でもこういった、世界的には非常に普及している事業ですので、リトル・フリー・ライブラリーというものを考えたかどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、老人福祉センターや地域コミュニティセンターに団体貸し出しを行い、身近なところで本に親しむことができるよう努めているところでございます。

「リトル・フリー・ライブラリー」の活動は、本を管理することなく、市民が自由に借りたり、持ち寄ったりして運営されていることから、図書館のリサイクル資料を活用した「本箱のある街づくり」を検討していきたいと考えております

○川上雄次君

大変前向きな答弁ありがとうございました。子育てサロンとかシルバー人材センターとか、そこに出入りする市民の皆さんのニーズにあった本をまとめて置けば、非常にいい事業になるのではないかと。これは一般市民の方も協力して本を提供するというような運動にも広がっているという話を聞いております。ぜひとも、1つ、2つと数を増やしていきたいと、このように思います。

もう1点、図書館について、中央公民館と図書館は非常に駐車場が狭いという事情が見て

とれるのですけれども、今バイパスの工事に伴って、図書館用地の駐車場の道路際が道路に提供する可能性があるという話を聞いたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

今、川上議員からご質問がありましたように、バイパス事業の整備に伴いまして、公民館の駐車場の一部、道路寄りの方ですけれども、それを買収して道路整備をするという計画になっております。たしか平成27年度、今年度に購入ということで、平成28年度中の開通を目指すということで進めております。

○川上雄次君

もう一度、代替用地を購入されるということでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

私が把握しているところだと、県からは市の方に補償としてお金を払うということで、その後の代替ですとかそのことにつきましては、市の方での対応になるという認識でおります。

○川上雄次君

購入費用は県の方からということですね。代替地についてはこれから取り組むということで。現状でも中央公民館、図書館は手狭で、大きな事業のあるときは、さっきのシルバー人材センターの駐車場とか中央中学校、そういうところの駐車場を借りて移動するというような現状がありますので、ぜひともそれを契機に駐車場を広くとっていただけるような取り組みをお願いしたいと思うのですけれども、まだこれからということでしょうか、要望とさせてもらいます。

続きまして、学校給食についてお伺いします。

健やかな子どもたちの成長には、知育・徳育・体育ともに食育がとても大切です。八街市の学校給食センターでは、地域でとれたさまざまな千葉産物を食材として利用して、地産地消の献立を食べています。学校給食は食の文化、子どもの健康を守り育てる食育の現場として、そういう役割はますます大きくなっております。

そこで、新しい動きとして、学校給食の食の文化のさらなる推進ということで、今、和食を導入するという動きが顕著になっております。ご存じのように、2013年に和食がユネスコの無形文化財に登録され、それが大きな話題となっております。学校給食に和食を取り入れようということで、若手の料理人が学校の栄養教諭、学校栄養職員と連携して、学校訪問やメニューの開発など、さまざまな取り組みが全国で始まっております。

そこで、和食の拡大や野菜の積極的な取り入れについて、本市の給食についてお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成25年度に和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことから、世界的に和食が注目されております。昔ながらの日本型の食事は、一汁三菜が基本となっており、栄養バランス

スに優れた理想的なものと言われておりますことから、学校給食の献立にも積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

なお、給食センターでは、地産地消に留意して安全な食材を給食に使用しており、生鮮野菜については、平成26年度の産地別使用状況では、八街産が約28パーセント、県内産が約30パーセントとなっております。今後も納入業者の協力を得ながら、より多くの地元産野菜を使用した、和食を取り入れてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

和食というと、朝食ということもまた連想するのですが、今、子どもさんたちの朝食というのが和食ではなくて、パンであったり、またお菓子であったりとか、我々の子どもさんの朝食とは違ったような形で、データをとってみると、こんな食事をしているのかというような、驚くような実態がデータに出てまいります。そういった意味では、和食というものを、もう一度力を入れるためにも、学校給食というものが大きな力になると思います。特に最近注目されているのが、だしを使った調理ということで、和風だしのおいしさというのが非常に注目されております。保育園の子どもでも、だしのきいた食事ですと、うちの子は食べないのではないかというお母さん方の意見と違って、子どもさんたちは本当に和食にすぐなじんで、逆に家庭でもだしを使った和食料理が普及するというような、さまざまなニュースを今聞くことができます。

そういった意味で、学校でも調理師の人が来てだしの取り方を教えてたりとか、和食の作り方を教えたりと、本当に食べておいしい給食というものが大事に頼られております。そういった意味で、和食について専門の調理師の方等の講習とか、一歩進んだ取り組みというのが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

給食センターの方に派遣されております栄養士等がいますので、その栄養士等につきましては、各学校等にお伺いいたしまして、そういうようなお話もしているものと思っております。

○川上雄次君

食育基本法というのは公明党が推進したのですが、今年で10年になります。そして、この6月というのは食育月間ということで、また毎月19日には食育の日というふうに定められております。食育に対する重要性というのはますます大きくなっております。そういった意味で、ぜひとも食育の内容を深めるような取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、食べ残しについてですが、環境省の発表では、全国で児童生徒一人あたりの年間の食品廃棄量は17.2キロ、一人あたりは17.2キロです。食べ残しが7.1キロということが発表になっております。本市は食べ残しについては、どのような状況か、お伺ひします。

○教育次長（吉田一郎君）

給食センターにおける残さい率の方でお答えいたしますけれども、平成26年度残さい率は、小学校で18.8パーセント、中学校で16.3パーセントでございます。これを前年度と比較いたしますと、小学校で0.3ポイント減、中学校で0.2ポイントの減となっております。

○川上雄次君

この食べ残しの食材の後処理はどういう感じになっているのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほどの食べ残しを減らすという取り組みについても重ねて、ちょっと私の方から答弁させていただきます。

学校給食では、栄養士が、地産地消に留意したさまざまな食材を使い、栄養価や季節感を考慮したバランスの取れた献立を作成しております。さらに児童・生徒に、おいしく食べてもらえるよう彩りを考え、見た目も大切に調理をしております。また、栄養士と学校が連携して、各学校への食に関する指導訪問を実施し、食育を通して健康的な生活習慣の向上を図っております。

なお、平成25年度と平成26年度の残さい率を比較しますと、わずかではありますが減少しております。また、昨年度までごみの減量化及びリサイクルを目的として、給食の残さい等を肥料化し、無償で配布しておりましたが、老朽化により施設が故障したことから、今年度より全て外部に処理を委託し、家畜の液状飼料として再利用することにより、飼料の自給率向上にも役立てております。

今後も、調理方法を工夫し、できるだけ温かいものは温かく、冷たいものは冷たく配食するなど、安全で安心な給食を提供し、少しでも食べ残しを減らすよう努力してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

よろしく申し上げます。和食を導入したので食べ残しが減ったという話も聞いておりますし、今、和食給食部応援団という、そういった組織というか、調理師さんのグループが各地で、学校で応援をしているという、メニュー作りを応援しているというようなこともニュースで聞きました。さまざまな工夫をしていただきたいなど、このように要望しておきます。

それから、あと全国学校給食甲子園大会というのがあるのですけれども、ご存じでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

存在は知っております。

○川上雄次君

ぜひ、おいしい給食をつくっていただいて、もう10年ほどやっております。全国で3千校も参加しているという、各地で選抜して、千葉県でも何校か大会に出ているのを見たのですけれども、八街もいい食材がありますので、その全国学校給食甲子園に出られるような給食にしてもらいたいと、このようにお願いいたします。

次に、最後の項目になりますけれども、交通安全対策についてお伺いします。

本市に隣接する酒々井のプレミアムアウトレットは、第1期で121店舗が開業、そして本年4月17日には第2期オープンということでさらに62店舗が加わって、183店舗となりました。これに伴って周辺の交通量も増大しております。本市の国道409号の住野十字路の慢性的な渋滞状態というものも、さらに加速するのではないかと心配されます。

そこで、国道409号の住野十字路の渋滞解消策と、朝陽小学校脇の信号機の改良について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

住野十字路の交差点改良につきましては、既に、関係する地権者への意向調査を行い、その結果を県印旛土木事務所へ提出しております。しかし、地権者の中には不在であったり、登記簿上の所有者が既に死亡して相続者が不明な方など、接触が困難な地権者もおりますので、今後も印旛土木事務所と協力しながら、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、朝陽小学校脇の交差点改良でございますが、現在の押しボタン式信号機から、通常の信号機に変更する方向で進めております。現在の進捗状況につきましては、地権者との交渉を始めたところであり、今後は、地権者の理解が得られた後、用地測量を実施し、用地の買収を行い、その後、分筆作業に入っていく予定でございます。

なお、交差点改良にあたりましては、補助金等を積極的に活用しながら進めてまいりたいと考えています。

○川上雄次君

ありがとうございます。

住野十字路の国道、そして県道がありますけれども、県道の方の整備も、以前の議会答弁の方であったと思うのですけれども、その辺の県道の方はどうなっているのでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

成東酒々井線、それにつきましては、引き続き県の方に対しましては、整備等の要望を行っている段階でございます。

○川上雄次君

富里市地先の方は少し早目に整備されているのではないかと見てとれるのですけれども、ぜひとも要望をお願いいたします。

それから、朝陽小学校脇の信号機、本当に地元の皆さんからの要望が多いたるところあります。そして、朝陽小学校が新築になりまして、セットバックと隅きりが行われたということで、もう間もなく信号機がつくのではないかとというような期待の声も上がっておりますが、やはり地権者の方との話し合いというものが大事だと思いますけれども、交差点の形状としては、どのような形の交差点を考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

交差点の形状というのを、なかなか言葉で説明するのは難しいところなんですけれども、普通の信号に変えるということの中で、交差点分につきましては、市道部分が国道を挟んで両側にございますけれども、市道部分についてはかなりの拡幅、右折レーンを設けた中で拡幅工事ということになりますので、かなりの面積の用地買収も必要となりますし、工事についてもかなり必要になってくるというふうに考えております。

○川上雄次君

かなりの拡幅が必要ということですが、地権者の方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

7名の方が対象になっております。

○川上雄次君

7名ということですので、本当に交渉も大変だと思います。ぜひとも、早期に実現するようによろしく願いをいたします。

続きまして、次の項目の（2）に移りますけれども、立体減速シート、これは生活道路における車両の走行速度を低減させる対策の1つであります。比較的に盛り上がりが見えるということで、車のスピードが緩むという精神的な効果があります。公明党としては5年前に提案して、市内5カ所に整備されました。その後、道路の修繕によって消えたところがあったり、または劣化、すり減っている部分があったりしております。といったところの修繕もぜひともお願いしたいのですけれども、質問項目の2番目として、立体減速シートの修復と新設を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の立体減速シートでございますが、路面表示で運転者に注意を促し、自動車の速度の減速及び歩行者の安全性を高めるための効果があると考えておりますので、今後、消えている箇所を調査いたしまして、修復の検討をしてみたいと考えております。

また、新に立体減速シートを設置する場合については、警察署との調整が必要であることから、現状をしっかりと把握した上で、検討をしてみたいと考えております。

○川上雄次君

立体減速シートを設置したとき、当初の予定は6カ所あったのですが、予算的な問題で5カ所になってしまったということで、1カ所は、パイオニアさんのところは道路の舗装で半分なくなっております。それから、東京都八街学園の先の十字路はすり減ってきております。あとは南部の方に2カ所あるのですが、それでかなり、立体減速シートがあったところでは事故を防ぐ意味では貢献していると思います。ところが、もう1カ所本当は設置する予定だった場所が、西林の方に向かうところの吉野宅の前の十字路です。ここはいろいろ安全対策を講じているのですけれども、毎年毎年非常に大きな事故があったり、あとカーブミラーが曲がったり、市民の皆さんからも、何とかならないのかという要望をいただ

いております。

市内全域では、信号機設置要望が30カ所以上あると聞いております。信号機を付けるには道路改良が伴うということも聞いております。そういった意味では、この立体減速シート（イメージハンプ）であれば、比較的安価で安全対策がとれますので、新設という意味では、一番危険で交通事故の多いところにもぜひとも新設していただきたいと思いますが、もう一度、いつ頃までに考えていただけるか、答弁をいただけるとありがたいですけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

いつ頃というのは、はっきりと時期は申し上げられませんが、この辺の効果等も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。

続きまして、八街バイパスの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

2路線での開通ということで、非常に市民の皆さんの期待も大きくなっております。現状の進捗状況についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパスは、全体計画が3.2キロメートルの事業でございまして、これまでに約1.5キロメートルを供用したところでございます。残る1.7キロメートルのうち、五区交差点付近から国道409号までの約1.2キロメートルの区間につきましては、平成28年度末の供用を目指し、昨年度から工事に着手し、今年度から本格的に工事を展開する予定であると、県より伺っております。

なお、今後は、昨年度工事を行いました五区交差点の南側部分の整備を延長し、年度末に向けて、全線の整備に着手することになっております。また、バイパス整備に伴い雨水排水施設の整備が必要であることから、印旛土木事務所では、調整池を含めた流末整備に関する設計委託業務を昨年度から実施していますので、今後も整備内容につきまして協議を進めていきたいと考えております。

なお、県より事務委託を受けております用地の取得状況といたしましては、国道409号から大木地先の約500メートルの整備未着手区間には、権利者の協力が得られていない箇所があることから、今後も県と協力しながら用地取得を進めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

今お話がありました排水計画なども、この調整池の予定地と、それから市内の四区周辺でも冠水がよくあるのですけれども、その解消に結びつくものなのかどうか、お伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

現在の計画でございまして、調整池につきましては、東吉田の谷津田の部分、前の収入役さんですか、の前の田を予定しております。

それと、周辺の排水ということでございますけれども、バイパスの排水にあわせまして、市道部分のある程度の範囲の雨水については、受けられるような規模というふうに認識しております。

○川上雄次君

大変ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

次に、武井総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（武井義行君）

先ほどの服部議員の質問の中で、自転車で事故を起こした際の保険というお話がございました。1点、ここで補足、ご紹介させていただきたいと思います。

これは、現在千葉県市町村総合事務組合、これが事務局となりまして、交通災害共済という制度がございます。これは市では防災課が窓口になっておるわけなんですけれども、年会費700円を支払っていただいて加入いただきますと、交通事故に遭われた際、これは相手が自転車の場合もそうなんです、最高で150万円の見舞金が支払われるという制度がございます。この制度につきましては、市内の小学校・中学校の児童生徒も全員加入している状況でございます。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

服部議員、よろしいですか。

○総務部長（武井義行君）

今、全員と申し上げましたが、希望者ということだそうです。訂正させていただきます。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（延会 午後 2時45分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問